

# 会議録

平成 27 年 11 月 20 日(木) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 8 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員  
福嶋委員、鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午前 9 時 58 分～午後 3 時 10 分  
事務局 吉 田、西 嶋

---

## 開 会

### 1. 委員長挨拶

**平野委員長** 生涯学習課並びに建設水道課の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまから第 8 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配付となっております。生涯学習課につきましては、スポーツセンターの耐震改修工事についてということで、現地調査がありますので早速ではございますが、休憩にして現地調査に向かいたいと思います。その後帰ってきてから、質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前 10 時 00 分**

**再開 午前 10 時 33 分**

## 2. 調査事項

### (1) <現地調査>

#### ・スポーツセンター耐震改修工事について

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいまスポーツセンターの耐震改修工事について、スポーツセンターに行きまして現地視察をしてきました。現地で現場を見て、また説明を受けた中で、何か質疑があれば受けます。

新井田委員。

**新井田委員** 何点かちょっと現場拝見の中で、ちょっと気になる部分が 2 点ほどありました。

今回、いわゆる多くの予算を取って改修という形の中でやっているわけですが、そういう中ではやはりちょっと行政の立場もいろいろあるかと思うのですが、やはり目線がちょっと行き届いていないのかなというふうな部分も感じました。

1 点は入り口、図面でいくと海側。玄関から入ってすぐ、これでいくとすぐ上の 6 m のスパン、一つ目のスパンがありますよね。この横胴縁の非常に錆が目立つのですよね。ほとんどそこも突出して錆が何本か見えているのですよ。やはり足場をかけていろいろ予算だとか云々だとかあるのでしょうけれども、その辺は業者さんとの関係の中で、「ここをちょっとやってくれ」とかそういう配慮があってもいいのかなと。非常に回りが良くて綺麗になっているのだけれども、そういう部分が結構目立つのですよね。そこがとにかく錆が一番目立ったところですよ。

それともう一つは、同じく海側のドアなのですけれども、1 階回り。ほとんどグルッと見渡すと、既存のドアの塗装はやられているのですよ。ただ、海側の螺旋階段ありますよね。右側のほうの図面でいくと。ここの両開きのドア 2 箇所、これが塗装していないのですよね。材質を見たらおそらく一つは、デコラ張りみたいな表面材はベニアではないのですよ。だからちょっと欠けている部分もあるのだけれども、こういう部分というのはやはりどうして一緒に同じ塗装をしているのだけれども、同じような対応で塗装だけでもいいからやはりやるべきだと思うのだけれども。どうもこの辺がやはり見ていると何でこのくらいができないのかなというところがやはりあるのですよ。だから、やはりせつかく高いお金を出してやっているわけですから、いろいろな業者さんとの兼ね合いもあるのでしょうかけれども、この辺のやはりチェック・管理、その辺の態勢をもうちょっと。毎回現場に行くと、結構やはり私ども素人のから見た目でも、ちょっと気になるという部分がありますよ。ですから、日々現場に行かれているわけですから、当然その辺はおそらく自分の家だと業者に「ちょっとやってくれ」とか何とかという話になると思うのだけれども、そういう思いたくないのだけれども、ちょっとしたことが非常にできがまいちというような個人的な評価ですけれどもそんなふうに感じました。だから、この 2 箇所がいろんな訳があるのかもしれないけれども、まして足場とか何とかいらない部分なわけですから、どうしてできなかったのかなと思うのですけれども、この辺ちょっと何かあったのかどうか確認をしたいのですけれども。見ていますよね、当然。

**平野委員長** 小池主幹。

**小池主幹** 入り口付近の鉄骨のほうの錆ということで、それはちょっとこちらの落ち度も。設計では見ていなかったのですけれども、あそこはちょっとひどいなと今感じました。

それと、両開きのドアというのがちょっとこれは私も気が付きませんでしたので、ちょっと現場確認をして対応できるものは、できるのだったらすぐしたいと思います。

**平野委員長** いまの答弁ですと、ドアのほうは対応できるならする。1 点目の部分は、ひどいという思いの基、今後どうする対応するということでもいいのですか。

小池主幹。

**小池主幹** 今後、これからの今後の工事になると思うのですけれども、暖房の設備ありま

すよね。緑色に塗ってあった天井に塗ってあった、あれが近い将来交換しなければならない時期がそろそろきているのです。そういう時、また足場をかける工事があるので、その時に対応したいなと思います。できれば本当は早くしたいのですけれども、いまもう 1 回足場をかけるとなるとちょっとお金がかかるので。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** いろいろ現場のやり取りの中ではいろいろあるのでしょうかけれども、やはりもうちょっといろんな角度で目線をきかせていただきながら、何回も現場のほうの管理に関しましては、やはり良いものは造るのだという意識がないと業者というのは、やはり与えられた仕事をやっていけばそれでいいわけですから、その中でやはりコミュニケーションをとりながら、予算はちょっとないけれどもこうしてやってくれとか、ああしてやってくれというのは多少の融通性は利くと思うのですよね。だから、そういう部分を今後やはり出た現場の中でもきちんと目を凝らしながら、やはり自分のものだという意識を持ってやらないと。人様のもだからいいのだという当然そういう解釈になってしまいますので、その辺は今後やはりちょっと要望として対応をお願いしたいとそんなふうに思っています。

**平野委員長** その他。

吉田委員。

**吉田委員** いま新井田委員の質問と同様になるろうかと思いますが、3 ページの追加改修工事の部分なのです。これ資料をもらった時から気になったもので、いち早く見てみたのですけれども、足場をたぶんかけたところは塗装をかけているのですよね。そのほかの部分、特に左側の上の部分の三角の地帯。ここら辺がひどく塗装がはげて、もうコンクリートが出ている状態になっているのですよ。ここら辺、若山課長も一緒に行って何でここをやらなかったのだという話をしたのですよ。そうしたら先ほどと同じで、ここもやはりやるべき。せっかくフロアがあって、観覧席になるはずなのですよ。それがコンクリートき出し、塗装がはげてとまっているところら辺が先ほど新井田委員も言っていたとおり、これの耐震工事をやった時にたぶんこれで 20 年。先ほど聞いたのですけれども、20 年もつよねと。その 20 年のスパンの中でやはりやるべきことはやっておかないと、あとあとせっかく改修工事をやっているのに、その部分をやはりきちんと入れないでこの部分をやらないというのはなぜなのか。たぶん剥いでこれをやるとなると、結構お金がかかるのだなという課長のほうからも説明を受けたのですけれども、でもこのくらいはやはりやらないとだめですよフロアは、綺麗に。その辺もいま言ったように、後々やるのか。これ振興計画の中でやはりある程度見ていないと金額的に大きくなってしまいますのですよ、こういう金額というのは。だから、いま単純に暖房施設が云々と言っただけけれども、これをやはりきちんとやっておかないとすぐできる金額じゃないのではないのかなと思うので、その辺の見解をもう一度お願いします。

**平野委員長** 小池主幹。

**小池主幹** いま吉田委員さんから言われたのは、周囲のギャラリーの床ですよね。周囲のギャラリーのほうについては、今回耐震と関係ないということで、当初から見えていなかったのです、補修ということ。ただ、変更をしたのはその下の天井の面が床から見たらちょっと汚かったので、天井の塗装だとかを見たのですけれども、上のほうについてはちょっと配慮が足りなくて、床の補修等。このギャラリーというのは、お客さんが本来は上がる

ところではなくて、窓の開け閉め等のためについているものだというので、あまり目立つところではなかったということもあって見ませんでした。将来的にやはり見たほうがいいですね。ちょっとそういうことで、予算がどのぐらいかかるかちょっと出して見て、教育委員会と相談しながらどうするか決めたいと思います。

**平野委員長** 小池主幹、答弁の仕方なのですけれども、例えば予算で補正はここまでしか耐震で見えてなくて、ここの部分についてはきちんと見送ったとか、次回には検討しているだとかという答弁を期待しているのですけれども、「配慮が足りなかった」という答弁でしたり、ちょっとこの場で「ああ、そうですか」と納得する話にはなりがたいのですよね。「じゃあ、配慮が足りない分どうしてくれるのだ」と話になってしまいますので、実際配慮が足りなかった部分は自分なりに考えなければならぬと思いますけれども、ではその後どうすると。どのように考えているという部分をきちんと答弁していただかなければ、我々も。

吉田委員。

**吉田委員** 今回小池主幹が言うように、耐震化の部分だけなのでこういう部分というのは後々の話なのですが、その辺きちんとやはり出していただかないと、先ほど委員長も言ったとおり、やはりその辺がちょっとやむやになってしまうので、その辺あとでまたきちんとお願いします。

**平野委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** いまやり取りさせていただいた中で、小池のほうから申したとおり、今回まず大前提は耐震補強ということでまず進めておりました、その中でまず耐震化工事を大優先にしてやっていたところ、足場を組んでいった中で耐震に現場でも説明したとおり、函館面あるいは知内面については、壁はこのままで大丈夫だということで、そのままの状態ではあったものの、ただしやはり直したほうの塗装を直す。その目立ちがひどいという中で、設計変更で議決変更までしていただきながら、その分の塗装はさせていただきました。その中でいまお話に出ているとおり、きょう見ていただいた中でいろいろお気づきの点をいただいた中で、我々もちょっと目の行き届かないところ。あるいは、当初からのこの耐震に合わせた補修をどう考えていたのかというこの辺の検討がちょっと足りなかったのかなという反省をしております。

それで今後、教育委員会と現場を担当するサイドと、再度内容を検討して、今後の改修計画に反映させたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**平野委員長** よろしいですね。

その他、ございますか。

竹田委員。

**竹田委員** 今回の耐震の改修の中で、照明器具も全部更新してLEDに切り替わって、大変明るくなって快適だなという気がします。これは、当初からそういう計画だったのですね。

それで、現場の担当ではなく教育委員会サイドなのかなと思うのですけれども、例えばスポーツセンターがLEDに更新をした。去年か公民館の講堂を改修した際に、講堂も耐震改修したのですよね。その中で、どうして照明器具もいまのスポーツセンター同様の考えにならなかったのかどうなのかと。その辺がまず、教育委員会の考えとしてお答え願

たいと思います。

**平野委員長** ちょっと調査事項からはずれ部分はあるのですが、答弁は。  
渋谷主幹。

**渋谷生涯学習課長** 公民館の講堂につきましては、明るさが十分であるということから、耐震工事の中ではLEDにしなかったということでございます。

**平野委員長** その他、ございますか。  
鈴木委員。

**鈴木委員** 私も竹田委員同様の耐震関係で、おそらく予算の問題と照度の問題になると思うのですが、わかる範囲で構いませんが、例えばLEDに変更することで重さとかたぶんそこでも計算されていると思うのですが、電気代という部分ではどのように反映されるのでしょうか。

**平野委員長** 小池主幹。

**小池主幹** いまのスポーツセンターのことでいうと、照度がだいたい倍になりました。電気料は2分の1になります。以上です。

**平野委員長** その他、ございますか。  
〔「なし」と呼ぶ声あり〕

**平野委員長** なければ、以上をもちまして、生涯学習課の調査事項は終了いたしたいと思います。

教育委員会の皆さん、そして建設水道課の皆さん、ご苦労様でした。  
暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 10 時 50 分

**再開** 午前 10 時 56 分

## (2) <産業経済課>

・ヒジキ養殖技術導入事業及び木古内産ヒジキブランド化事業について

塩蔵ワカメ施設整備事業について

みそぎ浜の海浜側整備について

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いての調査課は、産業経済課でございます。産業経済課の皆さん、大変ご苦労様でございます。

本日の産業経済課の調査事項といたしまして、(2)番記載のとおり、ヒジキ養殖技術導入事業及び木古内産ヒジキブランド化事業について、塩蔵ワカメ施設整備事業について、みそぎ浜の海浜側整備についての3点でございます。

それぞれ資料が出ておりますので、担当課より資料の説明をお願いいたします。

木村課長。

**木村産業経済課長** 皆さん、おはようございます。産業経済課の木村です。

きょうにつきましては、いま委員長がおっしゃったとおり、3点について説明いたしたいと思います。

一つ目は、塩蔵ワカメ施設整備事業でございます。

これにつきましては、ことしの 6 月に漁協より施設整備を行いたいとの申し出がありました。いままでは、北斗市の漁協はまなす支所及び知内町の本所で処理してきたが、東北地方のワカメ出荷が震災前までには市場の想定どおりには復活しておらず、引き合いが強いため木古内支所単独で整備し、需要に応えていきたいと思って、木古内町漁家の収入増を図っていきたいということでございました。

その後、漁協本所の施設見学あるいは理事者、財政協議などを経て、渡島総合振興局の担当、あるいは北海道とも相談しているところでございます。その間、北海道のほうでは 6 月の補正で成立した、国の地方創生交付金を活用しての北海道単独事業「6 次産業化スタートアップ事業」を活用できるのではないかとというアドバイスもいただいており、事業の必要性、実施年度、財源について継続して協議してまいりました。

財源につきましては、起債が充当できるかどうかということと、生産者、漁協、町の負担割合についても検討してまいりました。

そしてまた、北海道の本庁対策としましてこの間、又地議長などが富原、笹田両道議と接触・協議して、道庁の水産課及び農務課に対し予算要望もしているところでございます。後ほど詳細説明をいたしますが、いま担当課の考えといたしましては、基本は道の補助金の残については、生産者、漁協、町で三等分していきたいということでございますが、生産者の持ち分につきましては、現状の経営状況と木古内町における水産業の状況などを勘案して、町で負担すると。したがって、残の 3/2 相当を町で負担していきたいというふうに考えております。

この委員会で若干の意見・議論をいただいて、その後理事者・財政ともさらに協議を行った上、できれば 12 月の定例会に補正予算提案を行いたいというものでございます。

ヒジキのブランド化事業につきましては現在、流通経路、成分分析の結果などについて次回の検討委員会で報告され、今後議論される予定でございます。

ヒジキの養殖技術導入事業については、この間 4 回の検討委員会を行っております。また、8 月には先進地視察ということで、三重県のほうに行っております。それらを踏まえての状況説明をしたいと思います。

三つ目のみそぎ浜の海浜側整備事業についてでございます。

これは、従来からみそぎ浜の整備について、北海道に要望しておりました。昨年、函館建設管理部の松前出張所長がたいそう乗り気でございまして、協議についてどのような手法で進めていったらいいかということで、何度か相談しております。そして、町がみそぎ浜の道路側整備の方針が粗々決定した段階で、建設管理部のほうに説明してございます。

また、様々なかたのご尽力をお借りしまして、北海道としても進める方向で積み上げてきていただいているところです。7 月の 30 日に、渡島総合振興局の阿部島副局長が来庁いたしました。北海道の 3 定（9 月）に予算計上をして以降、調査設計実施の方向性、あるいは平成 28 年度の施工について言及されております。その後、当庁内での協議の中でこの際、この当該年度で整備したらどうかという意見も出たということで、施工まで今年度やっていただけることになりました。これについては、10 月に松前出張所のほうに行き、お礼かたがた打ち合わせを行っております。その際に、改めて平成 27 年度の施工について示されているものです。これについては、12 月の初旬に入札し、契約を行い、3 月までの工

期で行うということをございます。当然、町で行う国道側の整備もありますので、工程調整などを行っていきたいと思っております。

この3点について、担当のほうから説明をさせます。以上です。

**平野委員長** 塚主査。

**塚主査** 産業経済課水産商工グループ主査の塚です。

まず、1ページをお開きください。

1. 現状と課題ということで、中段以降になりますけれども、加工処理を行ってきたのですけれども、各支所においてもワカメの生産量が増えておりまして、木古内町で生産した分が処理できないということが一番の課題となっております。

2. の目的についてですけれども、養殖ワカメ生産漁家の増加と施設増加によって、それを解消するために塩蔵ワカメ施設を整備して、円滑な加工処理を可能とすることにより、漁家の収入増加と雇用確保による雇用の場の創出を目的としてございます。

3. の事業主体は、上磯郡漁業協同組合となっております。

4. 補正額は、塩蔵ワカメ施設整備事業補助金として、631万円となります。

5. 事業費については、全体事業費トータルですけれども、1,820万7,000円です。そのうち、塩蔵ワカメ施設部分が1,762万4,000円、販売促進価格が58万3,000円となっております。消費税は、記載のとおりです。

6. 補助事業名については、北海道の北海道6次産業化スタートアップ事業補助金といったところで、こちらの補助率は2分の1となっております。補助金の予定額は、上の全体事業費に対する補助金となっております。消費税を抜いた額の843万5,000円、こちらが補助金の予定額と同文の補助金の予定額となっております。

7. の町補助金積算根拠ですが、補助率は3分の2としており、塩蔵ワカメ施設整備分のみを対象としてございます。全体事業費塩蔵ワカメ施設費が①・②としまして、施設分にかかる補助金が815万9,000円となっております。これを塩蔵ワカメ施設分から補助金を差し引いた部分が946万5,000円となっております。そちらで施設分に対する町の補助金、こちらの3分の2分が631万となります。漁組負担分については、373万8,000円ということで、販売促進活動分と施設分の漁組負担分のプラスしたものであるということになっております。

次のページをお開きください。

8. 養殖ワカメ生産漁家と基数及び生産量でございます。

生産漁家については、11戸から14戸と増加する予定でして、3戸増える予定です。基数につきましては現在32基で、実施後は55基。今年度、事業で施設整備事業を行っておりますので、そちらの増えた基数と減った基数がありますけれども、差し引き23基となります。生産量については、62tから137tと増加しまして、70tの増加となります。

次に、9. 事業による商品の売上高でございます。事業実施前が6万2,873kg、事業実施後については、5万7,750kgで、5,123kgの減少となります。これは、製品化するための歩留まりによる減少となります。

次に単価でございますが、1kg当たりの単価ですが、実施前は130.3円に對しまして、実施後は432円となり、301.7円の増加となります。これが、加工することによる単価の増加になります。よって、売上高も前の数字をかけてくると比較対象で、1,675万5,649

円売上が増加するという見込みになります。

10 の事業経費の積算でございますが、経費を積算する減価償却費、出荷販売手数料、雇用賃金をトータルしますと、事業実施前が 90 万 1,630 円に対しまして、事業実施後が 589 万 1,080 円となりまして、経費としましては 498 万 9,450 円の増加となります。

次に、11 の収支でございます。事業実施前の収支については、729 万 721 円となりますが、事業実施後は 1,905 万 6,920 円となりまして、トータルでいくと 1,176 万 6,199 円増加の見込みとなります。

次のページをお開きください。

こちらは、塩蔵ワカメ施設設置予定平面図で、木古内漁港（札苅地区）の敷地内にある建物の空きスペースに設置します。図面上の網のかかっている部分の建物内に設置することになります。

次のページをお開きください。

こちらは、ワカメ塩蔵ボイル機械配置と人員配置図となります。

行程表については、5 ページに記載してあるのですが、図にある番号については 5 ページの行程とリンクしています。まず、出荷されたものが③を通り、ボイル槽に入ります。ボイルされたものを④のこちらで冷却します。次に、⑤で軽く脱水したあと、⑥の塩蔵用ネットに入れて仮置きしておきます。次に、⑦ワカメ高速攪拌装置内の飽和塩水で 1 時間塩漬けしたあと、⑧塩蔵品の脱水保管という形でこちらに保管されます。このあと、選別作業が入ってくるといったところになります。人員は黒丸で示してございます。塩蔵作業従事者は、計 12 名となっております。塩蔵ワカメの製品作成における人員は 9 名で、全て黒丸で示しております。ほかの 3 名は⑧の横に記載のとおり、選別要員が 3 名となっております。計 12 名の雇用が図られるといったことでございます。

5 ページについては、作業工程となっておりますので、記載のとおりとなっております。塩蔵ワカメ施設整備事業については、以上で説明を終わります。

**平野委員長** ただいま、まず 1 点ずつ切りながらいきたいと思えます。

塩蔵ワカメ施設整備事業についての説明がありました。質疑に入る前にちょっと文章なのですけれども、ちょっと 1 点確認なのですけれども。目的の 1 行目なのですけれども、「養殖ワカメ生産漁家の増加と養殖施設増加による」の次なのですけれども、「生産量の増加を解消するため」と文章が変ですよ。増加を解消ではないですよ。これだとちょっと意味が繋がらないので、間違いということですよ。

それでは、塩蔵ワカメ施設整備事業について説明が終わりましたので、質問をお受けします。

又地委員。

**又地委員** 塩蔵ワカメのワカメの収穫時期をみんなに教えないとだめですね。例えば、ヨーイドンからはじまって、最終いつ頃までとかということを経験の皆さんに知ってもらわないと。そこが一番最初ではないかな。

**平野委員長** 堺主査。

**堺主査** ワカメの出荷時期については、1 月の末頃から出荷がはじまります。1 月から 2 月にかけては、まだ幼小のワカメということで、こちらは生出荷でそのまま出荷いたします。3 月になるとワカメが成長し固くなってくるため、3 月の頃から塩蔵ワカメということで、



ボイルした加工品の生産に移るといったところになります。最後、生産に 5 月の連休くらいまで、こちらが生産時期となります。以上です。

**平野委員長** その他の委員の質疑をします。

新井田委員。

**新井田委員** 資料なのですけれども、2 ページの養殖生産漁家と色々な云々と書いています。これは、トータルの戸数を書いているのですけれども、例えば我が町の釜谷・泉沢・札苺・木古内というような形のそういう資料というのはいないのですか。

もう一つは、例えば 1 ページの町補助金積算根拠とありますよね。これは、我が町だけの補助という形なのでしょうか。というのは、知内とかそういう部分というのは、これには入っていないという形なのですか。これをちょっと聞きたいのですけれども。

**平野委員長** 2 点についてです。

塚主査。

**塚主査** 漁家の生産戸数等は、各地区における漁家がありますけれども、そちらの数字を提出していただきたいということでしょうか。あとでちょっと調査をさせていただきます。

それと、ほかの施設については、もう既にされているのですけれども、この 6 次化のスタートアップ事業補助金を使用したものではなくて、町で起債だとかうちとは変わった形での導入をしております。なのでその町、その町で、負担分の変わってきていますし、うちの町はこれでいきたいといったところです。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** すみません。先ほどのちょっと、2 ページの例えばトータルの戸数が書いていますよね。これは、純然たる木古内町の町内の戸数の合計だと。扱う漁師さんの戸数という解釈でいいのですか。わかりました。

**平野委員長** まとめますと、この施設については、よその町のワカメが入ってきて加工するとかは一切なく、町内の漁獲だけをやる施設ということによろしいのですよね。

吉田委員。

**吉田委員** いま新井田委員とちょっと関連する部分があるのですけれども、私もいま北海道 6 次産業化のスタートアップ事業の補助金の概要をいま見ていたのですけれども、この部分やはりちょっとすごい大事な事業だと思うのです、これ。そして、いま見ていると農業・農村と農業のほうの、水産は水産物と確かに書いてあるのですけれども、その部分ですごい大事なことなのだけれども、2 分の 1 の補助率なのだけれども、あとの 2 分の 1 ということはその自治体ということなのですか。個人の漁組の持ち分とか、あとその部分で漁家の部分で持ち分というのがあるのかないのか。いま三つあるのだけれども、その部分がどうも出てこないの、やはりここら辺をちゃんとこういう事業が新しい部分。これことしの 5 月からもう事業がはじまっていますよね。だから、この部分もやはりちゃんと説明してもらわないと今後、やはり大事な事業だと思うので、そこら辺きちんと説明してください。

**平野委員長** 吉田委員、最初にその説明をしたのですけれども、漁師さんの負担は町が負担するということも含めて。もう一度説明していただいてよろしいですか。

木村課長。

**木村産業経済課長** まず、北海道 6 次産業化スタートアップ事業について、説明させてい

いただきます。

これにつきましては北海道内の一次産業、農林漁業者、あるいは農林漁業に関係する団体が 6 次産業化を行うに際して、助成するというものでございます。様々な条件はございますが、概要そのような形でございます。当然、6 次産業化をすることによって、その地域の収益になっていく。販路の拡大なりも条件になっていっていますので、そのあたりも当然漁協としては並行してやっていきたいというふうに考えております。

財源の関係でございますがおっしゃるとおり、補助率は 2 分の 1 でございます。その残については、これは団体が持つのかあるいは自治体が持つのかは、地元の合意ケースの中で、対応してくださいということでございました。一義的には、漁協が今回はこの 6 次産業化のスタートアップ事業の要望をしたものですから、漁協のほうでまず補助残を検討するというところでございます。その検討の中で、町にも助成要望ということできております。町と漁協との協議の中で、町の基本的な考え方は、漁組と生産者と自治体と 3 分の 1 ずつです。生産者負担について出せないかということで、この間いろいろ状況を確認したりギリギリまで詰めたのですけれども、なかなかいまの漁家の状況を踏まえた中では捻出することが厳しいということで、それであれば町のほうでその分は生産者のほうは持たせていただきますと。将来、その生産者の収入増につながった時に、いろいろな形で町に還元があるだろうということで、そういう判断を担当課としてはさせていただきます。以上です。

**平野委員長** 吉田委員。

**吉田委員** 詳しい説明、わかりました。この部分が一番やはり大事な部分だと思うので、これを頭に入れながらこの事業を進めていくのを見ていかなければならないので、課長ありがとうございました。

**平野委員長** その他、ございますか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 確認させてください。塩蔵ワカメの事業目的のほうは理解できました。こちらの全体的なスケジュール等、こちらの資料のほうに載っていませんので、もしわかる範囲でよろしければ説明のほうをお願いいたします。

あともう 1 点が、雇用の場の創出の目的という部分で、プラス 3 戸生産漁家さんということなのですけれども、この雇用の人数が全ていま漁家さんの中での雇用なのか。それともプラス、いままで漁家に働いたことのない例えば定住移住してくる人が一人・二人雇用しますよとか、その雇用についてもしいまわかる範囲でよろしければ教えてください。以上です。

**平野委員長** 鈴木委員、スケジュールというのはどの部分のスケジュールを。

鈴木委員。

**鈴木委員** ヒジキにしても事業の期間とか。

**平野委員長** 塚主査。

**塚主査** このもののスケジュールなのですけれども、一応 12 月定例会で補正提案をさせてもらう予定でおります。また、年度内事業となっておりますので、3 月末までには機械を設置して、実際のところは 2 月末くらいで設置しまして、3 月にはもうボイルワカメの稼働といったところに入る予定ではございます。ただ、工事もありますので、そちらは一応

年度内でスケジュールをやるといったところです。

また、雇用の関係なのですが、雇用については期間雇用となりますので、移住者がというのはなかなか厳しいかなというふうには考えてございます。なので、漁家に関係することをやっていた方々が追加雇用といったことで、雇用の場の創出になるかというふうに考えております。

**平野委員長** 資料の中の雇用賃金というのは、この施設に携わるパートさんということで、1名なのか2名なのか。

堀主査。

**堀主査** こちらは、270万円は12名分の賃金です。

**平野委員長** 入れ替わりパートさんというか、漁家さんが入るのですね。

その他、ございますか。

竹田委員。

**竹田委員** 3ページの資料でも、施設の設置の場所を示されていますけれども、この建物の構造。例えば、これには面積だとかも特に表示がないのかなと思いますけれども、4ページのこういういろんな器具等も含めた施設だろうと思うのですけれども、大きさだとか建物の構造だとかそういうものの資料というのは、とくにまだ設計中なのか青写真でももしあれば示していただきたいというふうに思います。

**平野委員長** あるかないか、示せるか示せないかだけでもお答えください。

堀主査。

**堀主査** まだ正確な面積等はこれからの作業になりますので、提示されておられません。ただ言えるのは、いまの空きスペースを使用した中で、塩蔵機。例えば、こちら2.5mから3mくらいの大きさになります。そちらを2基とかを置いていく中で、あとボイラー室だけは建物とは別にとということで、そちらだけは新設になるということになります。

**平野委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 空きスペースというのは、既存の建物の空きスペースということでご理解ください。そこの本場については、既存のスペースということになります。いま想定しているのは、蓄養池を見学しましたよね。その奥というか横のところを想定しています。

**平野委員長** その他、ございますか。

相澤委員。

**相澤委員** まるで素人のような話で申し訳ないのですが、2ページの2番目。商品の単価なのですけれども、こんなに事業前と事業後は違うものなのですか。

**平野委員長** こちらも先ほど説明しておりますが、もう一度答えていただきます。

堀主査。

**堀主査** こちら塩蔵ワカメを塩漬けにしてボイルして加工するという中で、これぐらいの単価が上がるといったところで漁組さんのほうから報告を受けてございます。

**平野委員長** 相澤委員。

**相澤委員** ということは、いままではその塩蔵なりは全然やっていなかったということでも理解していいのですか。

**平野委員長** 堀主査。

**堀主査** 町内における塩蔵はやってございませんでした。ほかの知内と茂辺地にあります

塩蔵施設で行ってまいりました。ただ、支所が違う関係上、町内の漁業者については生出荷といったところでの生産額しか反映されていなかったといったところです。

**平野委員長** その他、ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** これ2ページを見ると、総事業費1,800万円かけて、この成果が収支が1年で1,000万円上がるということで、もう少しもっと早くやっていたら良かったのになと思うようなこの数字通りいけばこうなりますので、今後先ほど木村課長が言ったように、このお金をかけることによって町への何らかの還元、あるいは漁業者のこの目的に書いている内容に沿った進みになることを期待しております。

あと委員につきましては、事前に行政側から説明がきちんとされておりますので、説明についてはきちんと聞いた上、質問を行うようにお諮りください。お願いいたします。

続きまして、ヒジキ養殖技術導入事業及び木古内産ヒジキブランド化事業についての説明を求めます。

塚主査。

**塚主査** それでは、ヒジキ養殖技術導入事業及び木古内産ヒジキブランド化事業について説明いたします。

6ページをお開きください。

1の現状と課題についてですが、当町で生産されているヒジキは、北限とされてございます。北海道で唯一、ヒジキを出荷している町でもございます。また、特産品として位置付けておまして今後、当町のおみやげ品などの主要商品になる可能性を秘めております。

しかし、現在は天然ヒジキの生産のみで、各年度における生産量が一定しておらず、安定供給が難しい現状でございます。

2の目的としては、ヒジキの養殖技術の修得と養殖技術の確立を図り、ヒジキの安定供給と漁家の収入安定を目的とすると。また、ブランド化事業については、市場調査や特徴、優位性を明確化し、「北限のヒジキ」としての高級食材を目指して、特産品としての確立を図ることを目的としてございます。

3の事業主体は、上磯郡漁業協同組合となっております。

4. 契約金額及び事業期間は記載のとおりでございます。

5の事業内容ですが、ヒジキ養殖技術導入事業については、養殖技術の導入は（養殖技術調査と視察研修）となっております。養殖試験事業については、技術者の招聘と資材費となっております。また、ブランド化事業については、流通動向調査ということで市場動向の調査、また付加価値の検討ということで、成分分析と加工技術の検討と以下記載のとおりとなっております。

6の事業経過については、記載のとおりです。詳細はこのあと説明していきたいと思っております。

次に、7ページをお開きください。

こちらは、検討委員会の説明となります。概要としては、ヒジキの関連事業を進めるにあたり、ヒジキ漁を営む漁業関係者から要望や意見を把握し、事業を効果的に行うことを目的としております。

検討委員会のメンバーは記載のとおりで、計16名となっております。

実績としては、10月5日までに4回開催しておりまして、7ページから8ページにかけて記載してございますので、ご参照願います。以下は、開催時の様子の写真となっております。

次に、9ページをお開きください。

こちらは、先進地視察の説明となります。概要としては、北海道ではヒジキ養殖技術が確立されていない現状を受けて、ヒジキ養殖取り組みの先進地を視察することで、養殖技術の導入を行う際の参考となる知見を得ることと、養殖技術の指導を受けるための先進地の技術者を招聘するための人脈を構築することを目的としてございます。

実績としては、平成27年8月の23日から25日の2泊3日の行程で、三重県伊勢市及び鳥羽市において先進地視察を実施してございます。行程は記載のとおりです。参加者も記載のとおりで、計10名となっております。うち、生産漁業者の参加は5名となっております。以下、9ページ下段から10ページにかけては、視察先での様子の写真となっております。

次に、11ページをお開きください。

中段以降の記載となりますけれども、視察後は第4回検討委員会において、視察により養殖に関する取り組みについて検討すべき課題がいくつかはあるものの、具体的な養殖方法のイメージを抱くことができ、養殖について希望を持つことができる海藻であると感じたという前向きな声も聞かれてございます。

一方で、ヒジキ製品の加工について、課題となる意見が上げられ、継続的に開催する検討委員会の中で検討することとしてございます。

次に、12ページをお開きください。

こちらは、人工種苗生産試験の説明をさせていただきます。

こちらは、木古内産のヒジキの母藻から受精卵を採集し種苗生産の可否を検討することを目的としています。こちらは、7月30日に釜谷地区で採集された熟成ヒジキを母藻とし、上磯郡漁協協同組合種苗生産センターにて試験を行ってございます。翌日には、受精卵が回収され、採集した受精卵を付着器片面に散布した結果、発芽を確認しており育成を行うことで、人工種苗による種苗確保の可能性が確認されてございます。

12ページから13ページにかけ、種苗採取から発芽までの確認までの写真を掲載してございます。

次に、14ページをお開きください。

こちらは、養殖試験について説明いたします。

こちらは、先ほど発芽に成功した種苗を用いて、前浜や沖合の海域において養成試験を行い、ヒジキ養殖の可否を判断するための基礎資料を得ることを目的としてございます。

実績については、①の港内試験では、9月16日に釜谷漁港内の北防波堤と東防波堤を横断するような形で設置した幹綱を用いて行ってございます。養成箇所は、写真のとおりとなっております。

次に、15ページをお開きください。

写真については、漁港内に設置した様子の際の写真となっております。

次に、②の沖合施設試験では、10月16日に行いまして、釜谷漁港東方約1.5kmの位置、水深約17mに設置された施設を用いて行ってございます。

16 ページをお開きください。

上段が設置位置と設置した際の海面の状況でございます。下段は、取付作業中の写真となっております。

今回の事業については、第 4 回の検討委員会及び中間報告を用いた内容で説明させていただきました。こちらの養殖等のデータ等については、次回検討委員会の中で確認をしていくこととしておりますので、データについては今後といった形になっています。

また、ヒジキのブランド化推進事業でございますが現在、成分分析等まだ分析中でございます。データ等を示せるものがいま手元にはありませんで、今後そういう形で進めていく予定になってございます。以上です。

**平野委員長** それでは、ヒジキ養殖導入の。

(「委員長」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 資料の中でエコニクスという事業者が出てまいります。ここは、漁協が再委託している先でありまして、函館市の函館海洋技術センターの中に研究室を置いて、海洋水産関係の事業を行っている事業者でございます。以上です。

**平野委員長** それでは、ヒジキ導入についての説明が終わりましたが、質疑に入る前に再三産業経済課においては竹田委員等が資料の内容についての指摘も数多くあったわけでございますが、今回はこの視察の工程表まで丁寧に載せていただきまして、検討委員会の内容、そして結果ということで大変丁寧な資料にできあがっていると思います。これについては、竹田委員も納得していることかと思っておりますので。

それでは、質問をお受けいたします。

竹田委員。

**竹田委員** ヒジキの養殖事業をブランド化の事業については、ブランド化については今後成分分析等の結果等を見ながらのまだいろんな要素は含んでおりますけれども、養殖技術についてはこの 12 ページの資料の実績の部分で、採集した種苗が活着というかこの部分が確認をされて試験、この 9 月港内と沖合に設置をしたと。この成果を見た上で、最終的にまたいろんな検討をしなければならないのかなというふうに思っておりますけれども、今年度はこれで事業とすれば終わるのですけれども、来年以降も町としての腹づもりというかヒジキに対する支援をどうするのかと。いまの今年度の部分ではないのですけれども、今後の予算の部分に関連するのかなと思うのですけれども、現段階での考えがもしあれば示していただきたいなと思っております。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 福嶋委員。

**福嶋委員** いまはじめてやった事業で、一人前になれば例えばいま植えた。活着したと、隔年された。それが、生産されるまでの期間はどのくらいかかるのか。親になるまでのくらいかかるのか、その辺がちょっとわかる範囲内でお願いします。

**平野委員長** 2 点について。

堀主査。

**堀主査** 私のほうからヒジキについての収穫までの工程ですけれども、ヒジキについては多年草と言われておりまして、根を岩に張って、それで生えてくる海藻というふうになっ

てございます。

ヒジキについては、1年で一応生長するといった形なので、芽が出てからは1年。だから、来年のゴールデンウィーク付近でもう収穫が可能といったことになる海藻でございます。

**平野委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 次年度以降についてでございます。

これは、この事業を着手するにあたりまして、庁舎内で協議をさせていただきました。養殖技術というものは、短期間で習得できるものではないということで、これは国の地方創生交付金を今回も活用しているわけですが、次年度以降もきちんと総合戦略に位置付けて展開してまいりたいと思っています。以上です。

**平野委員長** よろしいですね。

その他、ございますか。

新井田委員。

**新井田委員** いま先輩委員がやはり非常に我が町の取り組み、漁家さんの収入アップも含めて、非常に良い計画ではないかと思うのですけれども、反面、今回研修に行かれていますわけですけれども、その内容はおそらく報告になっていると思うのですけれども。その中でチラッと聞いているのですけれども、非常にやはりヒジキの養殖事業に関しては、コスト面で非常にコストがかかるのだよという人もいるのですね。そういう中で、いろんな腰を折るわけではないのですけれども、まずそういう部分でこの先、先ほど竹田委員も言いましたように、この先の展開は一体どうなるのだという部分もそういう話からちょっと不安な要素もないわけでもないのかなという中で、11ページの中段と下段のほうなのですけれども。「この視察によって、ヒジキ養殖の取り組みについて検討すべき幾つかの課題」という表現になっていますね。それともう一つ、下段の「一方、ヒジキ製品の加工についても、課題となる意見が挙げられている」と。この部分の何かそういう事項がどんな内容なのかというのはわかる範囲内で結構なのですけれども、ちょっと教えていただければと思うのですけれども。

**平野委員長** 課題と言われている具体的な内容ですね。

堺主査。

**堺主査** こちらの養殖場の課題と言われるものは、大きなものは雑草や貝類の付着でございます。こちらの取り除く作業をどういった時期で、どういうふうにやっていったらいいのか今後の検討課題となっておりますけれども、こちらが一番の大きな課題となっております。あとは、種苗の採集についてはクリアできましたので、あとはどういった資材を使うことによって根が付きやすいのかといったような課題がございます。ロープの資材の選定といったところになってくると思います。

もう一つのヒジキ製品の加工についてですけれども、いまの現状は漁師さんがそれぞれに加工を行って乾燥までして漁組に出荷しているといったところで、その加工工程の統一化がなされていない。こちらがちょっとした大きい課題です。もしこれを一元化したとなった場合には、視察先で北村物産さんといったところで、施設を見させていただきましたが、その施設においては風力除去。異物の除去装置です。それと金属探知機、識別探知機、それを製品化した場合に袋詰めするものといった諸々の施設整備がなってきますので、そ

れを加味した時にはいまの木古内町だけのヒジキの生産量では全くペイできるものではないといったところなので、それをどのようにクリアしていくかというのが加工部分での課題となっております。以上です。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** 説明はちょっと概ねわかりました。やはり問題は、製品なる前の工程なのですけれども、いま言ったようにある程度システム化ができると非常にコストの面でもだいぶ違ってくるのでは思うのですけれども、やはりいま若干手探りの状況。例えば、ロープがどういうものを使えばいいとか、生長過程の中でごみがいろんな海藻、貝だとかそういう部分をどう処理していくのかという中で見ますと、やはり毎日の作業なわけですよ、当然こういう養殖というのは、ごみを捨てたりもちろん収穫も含めて、日々現場に行かなければいけないというのは、もう当然当たり前の話ですけれども。いまいまの現状の作業、いろんな作業をされている漁師さんはいるわけですから、そういう中ではたして素人考えでこういう部分でいろんな手助けはあるのでしょうかけれども、実際軌道に乗っていきけるのかなというようなちょっと懸念もあるのですね。だから、そういう部分は行政あるいは漁組ときちんと連携を踏まえながらきちんと対処していくとは思うのですけれども、極力コスト面で云々というようなことを聞いたものですから、この先頓挫しないような対応をお願いしたいなとそんなふうにはちょっと思っているところです。

**平野委員長** 要望ということですね。

その他、ございますか。

又地委員。

**又地委員** 従来の木古内のヒジキというのは、磯で岩盤の上に生えていたヒジキを取ってきた。生産者は個々に自分でいろいろ知恵を出して釜で煮て、そして生産者によっては釘を入れたりだとか、色を出すために黒く色を出すためにというような方法で作ってきたわけです。その年によっては、海水温の変化等で生産量がいつも一定ではなかったと。今回そのために生産量を一定にするために、ヒジキの養殖という部分に走っていったというふうに私は思っているのです。ただ、今回のヒジキの養殖技術云々は、これよく見るとロープに種を付けて、そしてぶら下げるというような方法ですよ。視察にもたぶん行ってきたと思うのです。その中で、先進地で生産されているヒジキと従来我が町で生産してきたヒジキとの違い等がなかったのかどうか。というのは、私は木古内のヒジキというのは道南です、茂辺地もヒジキはあります。ヒジキというのは、岩に付いたものを刈り取ってそして個々の生産者が知恵を出し合いながら煮て、そして干して、そして生産してきたという中で、今回やる養殖のヒジキとの質等は違いがないのかなと。ちょっと疑問符が私自身に湧いてきたのです。

それが一つと、例えばこの技術が成功したとした時に、収穫時期がいつ頃になるのか。普通天然のヒジキであれば、天気が良ければ5月の連休前あたりから取って、5月の連休になると一斉にあちこちでヒジキを煮ている煙が上がっているのを目にするのだけれども、この養殖の技術がもし「よし」ということであれば、収穫時期はどんな時期になるのかなと。その辺ちょっと知りたいなと思います。

**平野委員長** 2点について。

堀主査。



**堺主査** まず収穫時期なのですからけれども、こちらは通常のヒジキと変わらない時期になるかと思えます。ただ収穫、刈り取ったものが良いものかどうかというものを判断するには、ちょっと養殖が進んでみないとなかなか判断がつかないところでもありますので、こちらは養殖が確立してからそのヒジキについての今度は成分分析なりそういうことをやった上で、天然ヒジキに近づけたような状況のものを作れるように努力していきたいというふうに考えてございます。

あと、あちらとのヒジキの違いなのですからけれども、ただ海水温がちょっと違うといったところで、いまちょっと報告を受けている部では、あちらのほうから実は養殖をしている小さい1cmくらいのもをもらってきました。そちらを海に着けたところ、そちらのヒジキはもう生長しなかったと。根が落ちて、もう全部だめになってしまいましたといった報告は受けています。ただ、うちの種苗センターで作ったものについては、まだ着いているものがあるといった口頭だけの報告なのですからけれども、そういう報告を受けていますといったところです。

あと、あちらのヒジキとの大きな違いは、加工方法にありました。あちらは、こちらは生のまま煮て、そのまま上がったものを1時間ほど蒸してと言いますかそのまま置いておいて、それから天日干しにするという加工方法が大まかにとられてございます。あちらのほうは、生で出荷されても生のまま一度乾燥します。それを一度今度また水戻しをしまして、それから今度選別をした中で、それを蒸すという加工工程がとられてございました。なので、大きな違いとしては煮る工程があちらにはないもので、蒸すという工程だけのみでヒジキを作っているといった状況でございました。以上です。

**平野委員長** その他、ございますか。

鈴木委員。

**鈴木委員** このヒジキの関係で、先ほどいま新井田委員、そして堺主査のほうから加工の方法についてのお話があった中で、やはりコストの部がと新井田委員からあったと思うのですけれども、プラス品質。木古内のヒジキとして出荷する以上、品質についての部分を考えた時に、これ例えば案なのですからけれども、先ほどお話がありましたワカメのこれは道の事業であると。今回は、国の力を借りながらという部分の事業が違うのですけれども、例えばですけれども、乾燥させたりどのような加工によるかと。ヒジキの今後のどのような形でというこれからの期待するところでもあるのですけれども、その施設について上手く例えば連携するところは連携して、例えば同じ施設内で期間の先ほど雇用のお話もありましたけれども、こちらの二つの事業について連携をもってやっていく可能性があるのかどうなのかというのがちょっと私個人的に気になるところであります。いまのところの考えを教えてください。

**平野委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 事業は違いますから、それぞれの事業に合わせてやっていきますが、連携も将来的には検討していきたいと思えます。

**平野委員長** その他、ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、次に進みたいと思えます。

みそぎ浜の海浜側整備についてです。

堀主査。

**堀主査** それでは、17 ページをお開きください。

みそぎ浜の海浜側整備の概要について説明いたします。

1 の工事概要についてですが、次の 18 ページに添付してある全体平面図も同時に参照願いながら見ていただければわかりやすいかと思えます。

みそぎ浜護岸の両サイド 10 m、函館側と知内側を緩傾斜式護岸で拡幅するといったものでございます。

2 の事業主体については、北海道となっております、函館建設管理部松前出張所で取り扱います。

工事期間については、平成 27 年 12 月 3 日から平成 28 年 3 月 31 日までが工期となります。ただし、護岸工事については、平成 28 年 1 月 16 日以降に開始すると。言えば、寒中みそぎ祭りが終了してから護岸工事に入るといった状況になります。

4 番は工事図面です。

5 番は、当町におけるみそぎ浜の整備といたしまして、みそぎ浜整備事業ということで別紙 2・3、ページで言うと 19 ページ・20 ページになりますので、そちらをお開きいただきたいと思えます。

こちら別紙には平面図、別紙 3 がパース図といった形になっておりまして、うちの町でもこういったような整備をいま考えているところで、これから工事が進められるところです。

6. 工事期間中の課題といたしまして、こちら両方とも寒中みそぎ祭り明けに護岸工事、みそぎ浜の整備それぞれ工事に入りますので、工事期間中が重複するといったところです。

護岸工事に対するものとしては、ウッドデッキが要はクレーン車を使って整備するために支障物件になるというのが一つと、もう一つはそちらが二つの業者が入るために重機を使用する。こういったところの安全面での確認といったところが、今後の検討課題となってきますので、開発建設部と協議をして、こちらの両工事をスムーズに進めていくようにしたいというふうに考えてございます。以上です。

**平野委員長** 以上で、説明が終わりましたので、質疑を受けます。

竹田委員。

**竹田委員** 1 点、これはどちらかと言えば寒中みそぎをメインにした部分なのかなと、施設なのかなというふうに思っています。ただ、この場合の例えば寒中みそぎの 1 月 15 日にここは例えば道が造った施設になるわけだから、例えば町民の規制というのはないのかと。例えば、イベントサイドからすればこの反対側に観覧席を作りますよね。そっちはイベントのほうでよくツアー客等のかたを優先的に観覧席に、ここはフリーという考えでいいのかどうなのかという考え方をちょっと示してもらいたい。

**平野委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 通常の施設の利活用については、当然制限があるものではございません。ただし、海浜ですから一部ありますけれども、基本的には緩傾斜式護岸の整備ということ。寒中みそぎフェスティバル、あるいはイベントの期間中については、これは神社側と寒中みそぎフェスティバル実行委委員会の中で協議して、それぞれエリア分けをした中で行っているもので、現在でも関係者以外は海浜側には入場できないことになってい

ます。今後もたぶんそのような方法になるのではないかなと思っています。以上です。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** いま課長が答弁したのは、護岸の下の関係者の部分だと思う。このデッキの部分を聞いている。

**平野委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 建設水道課のほうでの常任委員会の事務調査で説明されていたかと思いますが、このウッドデッキについては、いまある観覧席を後ろのほうに設置できるような形で行っています。ですから、常設ではありますが、寒中みそぎフェスティバルの際には、それが観覧席になっていくということです。以上です。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** だからそれは、イベントで作る観覧席はいろんな一般の人を規制かけていますよね。ある程度ツアー客だとかいろんな招待したかたを優先というかそういうふうになっているのだけれども、ここの施設も同様になるのか、それともここは公の施設だからフリーですよ。早いもの順でここには上がれるよというふうになるのかどうなのかという。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 11 時 55 分

**再開** 午前 11 時 55 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

手塚委員。

**手塚委員** ちょっとわからないので教えてほしいのですけれども、そもそもこの護岸という目的は、例えば浜欠けるとかそういう意味合いでの設置なのかちょっと聞きたいのですけれども。目的。

**平野委員長** 堺主査。

**堺主査** いまのあれでは、寒中みそぎの神事の際に狭小であるといったところでの土現さんに対して、狭小。要は狭いといったところで、将来的にはそちらの中にも観客を含めた中で、一般客も入れないかなという検討はしていくところでございます。ただ、10 m 拡幅することによって、いまないものも角落としと言いまして、要は水が入ってこないようにするものの整備だとかも同時に行ってくれるといったところですよ。

**平野委員長** 手塚委員。

**手塚委員** いま狭いと言ったけれども、いまある現在の防波堤みたいなのところにあれは何メートルくらいあるかな。4 から 5 m くらい切れているところがあるということなのかもしれないけれども、それをさらに大きくして切り込みを大きくする。そして、作ったものの上にも人が乗れるというような作り方をするということですか。

**平野委員長** 堺主査。

**堺主査** 切り込み自体は、間口は変わらないです。下の護岸のほうは、砂地のところが緩傾斜式護岸で 10 m 拡幅されるということで捉えていただければと思います。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前 11 時 56 分**

**再開 午後 12 時 01 分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

あと質問がないようですので、以上をもちまして、産業経済課の調査事項を終了いたします。

産業経済課の皆さん、お疲れ様でした。

昼食のため、暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 12 時 03 分**

**再開 午後 12 時 58 分**

### (3) <病院事業>

#### ・国民健康保険病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計の上半期収支状況について

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

午後からの調査事項といたしまして、病院事業の皆様にお越しいただきました。ご苦労様でございます。

早速ではございますが、国民健康保険病院事業会計及び老健の事業会計の上半期の収支状況ということで資料が出されておりますので、早速説明を求めます。

平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** それでは、最初に私のほうから平成 27 年度の病院、そして老健事業の運営状況を説明させていただきまして、収支状況につきましては、それぞれの担当主査のほうからご報告させていただきます。

また、本日は収支状況の前段に予算委員会のほうで議員さんのほうからお尋ねのありました公立病院に対する財政措置の総務省見解が出されておりますので、少し時間をいただいて、私の概要説明のあとにご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、平成 27 年度の上半期の運営状況でございます。

国保病院につきましては、診療体制は小澤事業管理者の基、内科医 4 名、外科医 1 名、整形 1 名、歯科 1 名というような診療態勢で臨んでおります。ただ、4 月 1 日松谷前病院長が定年退職を迎え、4 月 1 日からは清水病院長に変更となっております。

外来体制につきましても、医師も替わっておりませんし、出張外来についての診療日数、診療回数等も変更はございません。また、診療報酬改定も昨年に行われておりますので、今年度は昨年の回収に基づき病院収入は同じというような基で、収支の状況となっております。

今年度につきましては、予算委員会でも申し上げましたとおり、事業目標を掲げて運営をしてきております。1 点目は医療機能の継続的改善、2 点目は患者の退院支援と調整の推

進、3点目は地域包括ケアの積極的支援、4点目は目標管理に在る職場環境の活性化、そして最後に経営安定化方策への参画ということで、この半期運営をしてきております。それぞれの事業目標に対する対応につきましては、各種委員会の継続的開催や地域包括については、住民講演会を開催してきております。

また、目標管理については、4月1日より新しい試みとしてチャレンジシートを全職員に配付して、この1年間の目標を定めてもらって、年度末の総括を行う予定でございます。このような状況の下、この半年間の中での課題というのは、やはり入院患者数がなかなか伸びてこないというような課題が出てきております。今後、この課題につきましては、地域への情報発信、そして検診体制の見直し、また現在運営会議では毎日ではないのですけども、診療時間の延長をしてみてもどうかというような話も出ておりますので、これらを今後検討する中で対応していきたいと思っております。

また、例年言っております医療技術者の確保につきましては、ドクターについては松谷先生がそのまま非常勤という形で残っていただきましたので、前年同様の医師数は確保できているものの、今後2・3年後には札幌のほうに戻りたいというようなこともおっしゃっていますので、早急にその後任を探さなければいけないのかなというふうに考えております。

その他の技術職においても薬剤師が現在2名、1名は正職員ですが、1名は再任用という形で勤務しております。来年の3月で再任用が切れますので、こちらの確保も急務になるかというふうに思っております。

このような基、病院事業収支につきましては赤字ではありますが、前年対比で8,300万円収支が好転しております。また、職員採用についても大学や専門学校の就職先説明会へ参加するとともに、12月12日は施設見学会を予定しておりますので、これらを行うことによって確保していきたいというふうに考えております。

一方、老健のほうについては、運営体制は小澤管理者が施設長を兼務というような形で、本年も運営をしてきております。

老健のほうにつきましては、3年に1回の介護報酬の改定が4月に行われています。改定率は、マイナスの2.27%です。内訳としましては、昨今呼ばれておりますマンパワーの確保を目的に、介護従事者の処遇改善ではプラスの1.65%。また、重度の介護者、そして認知症へのサービス充実を図るためには、0.56%というようなプラスの改定はあったものの、その他の基本になる部分ではマイナス4.8%と大きなマイナスになっております。具体的には通所でありますと、これまでは通所に来られたかたのリハビリについては、外枠で出来高算定ができたのですけれども、今回の改定により包括化され1日あたり800円、1人あたり少なくなっております。

また、入所につきましてもユニット型においては、基本料を見ますと介護度3で1日あたり450円の減というようなことで、これらを単純に計算しますと、昨年の入所者数・通所者数に基づいて出すと約2,000万円くらいの収入減になるのではないかというような改定の中身でございました。

老健事業としましては、2月にこれらの介護報酬に改定するために、他職種からなる経営管理会議を設置して対応策を協議してきております。その結果、入所者数等は減っておりますけれども、介護報酬への改定への対応となる単価につきましては、いずれも

アップというような形でなっております。ただ、入所利用者数はこの間、介護報酬そして昨年の診療報酬で国のほうが方針として出している在宅復帰というような目標に基づいて運営をしてきた結果、やはり利用者数は減少というようなことで、これが大きな減収の要因となっております。これに対応するためには、併設施設である国保病院を基より、居宅のケアマネージャー、そして函館方面への営業というようなことで、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

一方、このような中の経常収支は 1,800 万円の利益というようなことで黒字にはなっておりますが、前年度対比では 1,200 万円の減収、そして小澤施設長が管理者と兼務ということでありますので、これらの人件費を實質見ると、実際は赤字になるのかなというふうに認識しております。

老健事業につきましては、平成 29 年度まで現在の建物の企業債の元利償還がありますので、黒字と言えども厳しい経営が続きますので、入所者数の増加・利用者数の増加を求めて、施設運営にあたっていきたいというふうに思っております。

それでは、私のほうから新公立病院改革ガイドラインの概要について、ご報告をさせていただきます。

資料は、1 ページをお開きください。

予算委員会の中で、病床利用率が 70 床を切っているの、国からのペナルティはないのかというような質問がされております。それに対する総務省の見解というのが、3 月 31 日新公立病院改革ガイドラインが策定されて出されております。

まず、新公立病院改革ガイドラインの概要について、ご説明いたします。

このガイドラインのポイントは 3 点あります。1 点目は、病院改革プランを策定してくださいというようなことが義務づけられております。これの策定期間については、当年度若しくは平成 28 年度までのこの 2 か年の中で策定するということです。また、プランの期間については、策定年度から現在であれば 5 年後の平成 32 年度までの期間内で策定してくださいと。プランの内容については、4 点です。経営の効率化、この 5 年間の間に必ず黒字にしてくださいというような目標があります。二つ目は、再編・ネットワーク化、黒字の経営が追求できないのであれば、地域の病院と一体となって取り組みで再編するなり統廃合するなりの考え方を示してくださいと。3 点目は、経営形態の見直しです。現在、当院については公営企業法の全部適用を行っておりますけれども、さらなる経営形態の変更が必要な場合には、独立行政法人等も検討してくださいと。そして、この 3 点は前回の改革プランと全く同じ内容なのですけれども、新たにエの項目として地域医療構想を踏まえた役割の明確化を記載してくださいというようなことになっております。これは、具体的にどのようなことかと申しますけれども、現在北海道または全国でベット数が過剰状態にあると。この過剰状態を地域の実情にあったベット数にしてくださいというようなことであります。合わせて現在、急性期・回復期・療養期・高度急性期という四つの病床機能があるのですが、この病床機能も地域の特性に合ったものに見直ししてくださいというようなことで、国からの指導がされております。

地域医療構想につきましては、後段申し上げますけれども、現在当院の平成 20 年度に策定しております公立病院改革プランにつきましては、実は平成 30 年度までの期間内で策定しております。病院が新しくしたことによって、減価償却費が 1 億円以上大幅に増えてい

ると。この大幅に増えた分の収益の向上と、あと適正な人員配置計画で黒字を確保するにあたっては、長期間の期間が必要だということで、平成 30 年度までで策定しております。

しかしながら、地域医療構想等の新たな指摘もされましたので、現在ある公立病院改革プランについては、北海道が今後定めると思われる平成 28 年度に、新たなプランを策定したいというふうに考えております。

続いて 2 点目は、都道府県の役割の強化ですが、ここは直接関係ありませんので、ご説明は省かせていただきますので、ご参照いただければとお願いいたします。

3 点目は、今年度からの財政措置でございます。これは、3 月 31 日にガイドラインの策定に伴い、4 月 10 日に総務省のほうから公立病院の財政措置のあり方ということで、通知がされております。1 番・2 番については、記載のとおりなのですが、議員さんからお尋ねのありました 70 床の部分については、③のところに該当となります。これまでは、心配してきたのは、実質の稼働病床数に対する交付税措置になるのではないかとというようなことが心配されましたが、現状での病床数につきましては、③の 2 段目に書かれています。「算定の基礎となる病床数を許可病床数から稼働病床数へ変更すること」ということが明記されています。これは、具体的にどのようなことかと申しますと、病院については全ての病院が昨年度より病床機能報告制度に基づいて、実際に稼働している病棟を報告することになります。ですので、オープンにしている病床、入院患者のいる病床については、全て稼働しているというふうに見なされまして、よく言われる休止している病床。お医者さんがなくて産婦人科病棟を休みますというような届出をしている病棟については、対象となる病床数から外しますけれども、稼働病床数等が書かれています。実際の稼働病床数ではなく、あくまでも一時的に休止をしている病床数のみ交付税から外しますよというような見解が示されたことをご報告いたします。

以上が、新公立病院改革ガイドラインの概要と公立病院に対する新たな財政措置というふうなことでございます。

また、地域医療構想についても若干ご説明をさせていただきます。

こちらについては現在、北海道では 8 万 3,500 ぐらいの病床数があるのですが、適切な病床数からいけば概ね 7 万から 7 万 3,000 程度ではないかと。そうしますと、12%程度が過剰になっているので、この過剰となっている病床数を見直ししようということで、北海道段階では議論が進められております。

また、医療圏におかれましては、北海道では全ての医療圏で 21 の医療圏があります。当院が属する南渡島の医療圏のほうは、現在 6,500 程度の病床数がありまして、これが適正かという数値であれば概ね 4,800 程度ではないかというようなことで、約 21%、1,200 の病床数を削減しなければならないというようなことで、現在渡島総合振興局の保健福祉部のほうが事務局となりまして、地域医療構想の専門部会というのを設けて、議論をしているところであります。

今後は、その専門部会で出された議論を基に、北海道内で医療圏におけるベット数が協議され決定されて、その決定がされればそれを踏まえて当院の公立病院改革ガイドラインに反映されるというようなことになっておりますので、ご報告をさせていただきます。以上です。

**平野委員長** それでは、病院事業の内容に入る前に、ただいま事務局長から説明がありま

したガイドラインの概要等についての質疑があれば、ここで一度受けたいと思います。

竹田委員。

**竹田委員** いま説明があったガイドラインの概要についてですけれども、この3番目の財政措置の関係で、①から③まで交付税措置をすること。何か「こと」と付いているのは、何か意味があるのかなというふうに思うのが1点。

それと、交付税措置の③の部分でいま平野事務局長から説明があった、当初この資料を単純に見た時に、③番目。「許可病床数から稼働病床数に変更すること」、うちで不利になるというふうに私は思っているのですよ。そうしたら、実際の稼働病床ではなく、要するに休止届けだとかした部分の扱いだから、あくまでもイコール許可病床というようなことだということの認識でいいのかどうなのかと。当初これを見た時に、なんで不利になることを何かあれしているのかなというふうに思っていたものですから、その辺ちょっと。

**平野事務局長** 平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** 1点目の「すること」につきましては、これは語尾の書き方なので、これは総務省のほうで「交付税措置します」というようなことで、捉えていただければと思います。ですので、新改革プランに策定経費としましては、この2年間で最大1年間200万円ずつ、400万円交付税措置をするということになっております。

また、2番目のほうにつきましても、これもこれまでは企業債を借り入れしたら交付税で、その何パーセントが措置されております。過疎債については70%、そして病院事業債につきましては、22.5%というのが交付税措置されてきたのですけれども、今回については25%に引き上げますよというようなことで、今回は拡充というような対策が講じられております。

あと③の件は、竹田委員がおっしゃられるとおりで、総務省の書き方というのがそのまま明記させていただいて、総務省の捉える稼働病床数というのが実際に我々がこれまで使っていたベットが稼働していたというようなものではなくて、きちんと届出をしていてベットがオープンされて、いつでも入院患者を受け付けられる病棟というようになりますので、竹田委員が思われているようなスタイルでよろしいかというふうに思います。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 一番最後の2の地域医療構想について、南渡島の医療圏の中で、先ほどの説明の中で橋尾って聞いている中では、将来的にベットが過剰だという言い方はちょっと悪いのだけれども、そういう意味合いからすれば1,200床あまり削減しなければならないというそういう。これいまずぐではないと思うのですけれども、南渡島医療圏の中での構想ですから、病院とすればこの方向性の中でよく小澤管理者が言っているように、地域包括ケア病棟を20床設定をしましたよね。それで、将来急性期・回復期だとか慢性期のこの四つの構想の中で、選択をしていかなければならないのか混合でいいのかというのがちょっと理解できないのですよね。ですから、そういう混合で慢性期も一部あり、急性期も何床ありという設定でいいのか。急性期か慢性期か二つに一つのどちらかに選択してということなのかどうなのかということについて。現段階でのあれで、いま前段に説明したように改革プランが28年度までに策定をする。その中でおよその方向性が出てくるのかなというふうに思うのですけれども、今後うちの病院がどうなるかという部分の方向性、現段階でのもし見解があれば答えていただきたいと思います。



**平野委員長** 平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** まず、地域医療構想につきましては、国のほうで地域包括ケアシステムの目指す 2025 年度までを目途に策定するということになりますので、この 10 年間のベット数のありかた、そして病床の機能分化のあり方を決めていくという考えですから、10 年後までにそういうスタイルに整えるということで、公立病院改革プランについてはその前段 5 年間。まずは 5 年間病院の方向性を示してくださいというようなことで、やる工程になっております。

地域医療構想の病床機能のあり方につきましては、当院の病院長も専門部会に入っております、国が求める高度急性期・一般急性期というのはどのようなものなのかというのが示されておりました、高度急性期であれば 1 日あたりの患者の診療報酬の点数が入院基本料等を引いて 3,000 点以上のもの。ですので、1 日 3 万円かかる患者さんは高度急性期ですと。一般急性期については 600 点なので、1 日あたり 6,000 円、回復期については 175 点で 1,750 円かかる患者さんをまずはじゃあ病院ごとに調べてくださいというようなことで、もう既に調査が入っております。現在、取りまとめ中なのですが、病院長が出席した段階で、うちの数値がどのようになっているかというのを 10 月 19 日から 10 月 24 日の一週間について少し調査してみました。これが実態になればよろしいのですが、たまたまこの時の入院患者というのが非常に多くて、この月だけで一月に 72 人の入院患者がおりまして、この週のマックスの 1 日あたりの入院患者数が 85 人ということもあって、参考になるかどうかは別として数字だけ申し上げますと、高度急性期の患者割合が 10 %、急性期が 36 %、回復期が 23 %、慢性期が 30 %というようなことで端数は整理していますので、ちょっと 1 %くらい合わないかと思えますけれども。これからいけば、概ね 5 割が急性期で、5 割が回復期若しくは慢性期というような方向性になるのかなというふうに思っています。ただ、病床機能のあり方も大事ですけれども、一方では経営という問題もあります。ですので当然、慢性期・回復期になりますと、入院患者数の入院単価というのも下がってきますし、収入も落ちてきますので、恒常的な経常費用であります人件費も抱えていますから、そこのバランスを見ながらこの 10 年間で、適切な病床機能について当院でも検討を出して、地域医療構想とそれが沿えばそのような方向で、沿わなければその辺については若干、アジャストしながら考えていければいいのかなというふうに認識しております。ですので、いまの段階では調査の数字は出ていますけれども、病院の方向性というのは今後議論していきたいなというふうに思っております。

**平野委員長** その他、ございますか。

なければ、ちょっと的を得ているかわからないのですが、これ総務省からこのように取り組みなさい、出しなさいときたガイドラインをまず策定するにあたって、先ほどのプランの内容の事務局長の説明からいくと、ア・イ・ウまでそれぞれ平成 30 年までのを作っているのですが、でもいま 28 年度に新しく作るということですので、ア・イ・ウについては木古内町に国保病院については、変な話 30 年まで作ったのでそのままこういう形になるのかなと私なりの思いで。考えられるのが 4 番の「役割の明確化」ということで、地域の実情に合った病床数については検討しなければならないのかなというニュアンスで捉えたのですが、そうなると先ほど竹田委員が聞いたのをちょっと聞き取れずちょっと意味がわかりづらかったのですが、財政措置の 1 番はわかりますよね。

要は、これを出せば交付税がいただけます、プラスでいただけますよということなのですが、この3番について「算定の基礎となる病床数をいま現在の数から稼働病床数へ変更すること」ということ自体は、いまの木古内のその数字を出すことに当然マイナスになるという思いでいたったのです。それを踏まえた上で、この地域の実情に合った病床数に替えることによって、この3番のマイナスになるのを回避できる工法に取り組んだこのプランをガイドラインを作るのかどうなのかという意味はわかりましたか。その辺のちょっといまの聞き取れる範囲で、ちょっとお答えいただければ。

平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** これまで、やはり「稼働病床数」の言葉を我々も使ってきたので、少し複雑になるかと思うのですが、総務省の言っている稼働病床数というのは、あくまでもいつでも入院患者が受け入れられるベットがあれば稼働病床数ですよ。そこに人が入院していようがまいが、うちは99床ベットがいつでもここまで入れられますというふうにしていますので、それが総務省の言う稼働病床数です。ですので、このベット数を減らさない限り、うちは現状例えば入院患者が60人になったとしても、交付税は99床分出すよというのが、この4月に出された公立病院の財政措置のあり方というのに書かれています。あと、ベット数云々につきましては、地域医療構想の中で北海道が減らさないよと、木古内町さんは多いので少し減らしたほうがいいです。例えば、ベットが実際70人しか入院をしていないのであれば、70にしたほうがいいのではないですかというふうなことの結論が出されれば、この書き方からいくとこれに則したようなベット数を将来的に持っていったほうがいいのではないかというふうな総務省の見解であります。ですから、必ず減らせとかというふうな話でもなく、地域医療構想イコールベット数を減らす構想ではないですよということを厚労省も言っていますので、地域の特性に合った適切なベット数というふうなことも言われていますから、結論は減らされることにはなるかと思えますけれども、いま60人しかいないからじゃあ60人にしますとかというふうな乱暴な減らし方にはならないのかなというふうに思います。ですから、いまは取りあえず99床分の交付税はこのまま措置されるということでご理解していただければというふうに思います。

**平野委員長** ということを踏まえますと、いまこれから作る改革プランですよ。それについては、この木古内の場合は以前にも平成30年までのを作っているのです、さほど難しくなく内容もおそらくさほど変わらないで作れるということになりますよね。

平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** 改革プランは平成20年度に作っていますから、21年度に策定しております。ですのでこの間、6年経過してきて、診療報酬の改定も3回されてきています。患者数についても、当時70人くらい入院患者数を見込んで作ったわけなのですが、この間70人に達していないということもありますから、そういう細かいところは精査していく必要があるのではないかと。

入院患者の単価についても、当時2万7,000円ぐらいだったと思うのですが、2万7,000円か2万7,500円でいっていたのですが、一方ではこの単価というのは、現在も2万9,000円近くになっていますので、改革プランの策定変更ということになりますので、もう少し数字を精査した中で作っていききたいというふうに思います。委員長がおっしゃる

ように基礎数字はありますので、その辺の収支計画等については、ある程度容易にできるのではないかと。

あと、再編・ネットワーク化につきましても、前回は北海道のほうで自治体病院広域化連携構想というのがありました。北海道が考える公立病院のあり方というものを示していただいています。その中では、木古内町は南渡島医療圏におけるサブ地域というものに指定されていて、木古内から松前の函館までのつなぎの中間の重要な病院というようなことで認識がされていますので、これを踏襲するような形で再編・ネットワーク化というのは、当面は考えないでいいのかなというふうに思っております。

また、経営形態の見直しにつきましても、全部適用に移行してきておりますし、この間の経営のほうについても今回これから担当が説明しますけれども、収支も改善のほうに向かっておりますので、このままの経営形態・全部適用で当面はいいのかなというふうに思っておりますので、これらについて住民の意向、そして住民代表であります運営委員さんの意向を聞いた中で、平成28年度までに策定したいというふうに考えております。

**平野委員長** その他、ございますか。

小澤管理者。

**小澤病院事業管理者** 補足させていただきます。

病院改革プランが都道府県の作る医療構想です。地域医療構想の結果を待って、それに則してやるということが原則です。したがって、我々が独自で決める領域というのはそれほど多くありません。したがって28年度までには、道が態度を示してくれますので、それに沿って我々は検討するという段階だにご理解いただいたほうが正しいと思います。

平野委員長 わかりました。ありがとうございます。

よろしいですか、その他の委員は。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、病院事業の会計の上半期の状況報告について、説明を求めます。

羽沢(裕)主査。

**羽沢(裕)主査** それでは、資料の4ページ目をお開きください。

国保病院の上半期の利用状況等について、ご説明いたします。

上の小さい表につきましては、入院患者数です。上半期の患者数26年度は10,538人、今年度につきましては11,303人で、対前年においては765人の増となっております。外来患者数につきましては、26年度が20,454人に対しまして、今年度19,904人、550名の減という状況となりました。

これにつきましては、資料の6ページ目に患者の利用状況ということで、四つの表を載せてございます。上の二つが入院患者、そして真ん中から下が外来の患者です。

まずは、一番上の表が入院患者を内科・外科・整形に分けたものを記載しております。整形外科以外は、若干増えているという状況です。

また、二つ目の表が町村別の入院患者を区分したものです。木古内町・松前町を除く町につきましては、増えているという状況でございました。

また、外来患者につきましては、真ん中から下の三つ目の表が科別の表となっております。婦人科・歯科・透析以外につきましては、外来患者は減っているという状況となりました。

また、一番下につきましては外来の町村別ということで、これにつきましては知内・福島、それとその他を除いたものについては、減ったという外来患者の状況となっております。

また、次の7ページ目には入院患者・外来患者のそれぞれ月ごとの推移を平成20年度から記載して下りますので、ご参照いただければと思います。

それでは、資料は4ページ目にまた戻っていただきまして、収支状況の説明をさせていただきます。

まずは、収入です。医業収益、入院収益から他会計負担金までの四つ、4項目を合計した医業収益が昨年度5億6,849万2,027円に対しまして、今年度は6億179万9,212円ということで、対比として3,330万7,185円の増となっております。この主な要因といたしましては、まず入院収益が増えています。これは、昨年度の10月から地域包括ケア病床を運用しておりまして、その分収入が増えている。また、入院患者数が昨年対比で増えたことによるものが大きな要因となっております。

また、他会計負担金も増えているのですが、これは一般会計からの繰り入れということで、ご理解ください。

次に、医業外収益です。26年度が918万9,795円、今年度につきましては、438万8,228円、対比いたしまして480万1,567円の減となっております。これにつきましては、一般会計からの繰り入れが昨年は医業収益へ充当していたのですが、上半期においては充当するものがなかったということと、昨年は定期が一つ満期になりまして、その分の利息がありました。今年度は満期になるものがありませんでしたので、減というふうになっております。

収入の合計が昨年度5億7,768万1,822円、今年度は6億618万7,440円、合計では対比いたしまして、2,850万5,618円収入が昨年より上半期で増えている状況です。

次に、費用です。医業費用、給与費から研究研修費までの医業費用が26年度が6億1,603万5,303円に対しまして、今年度6億1,450万5,132円、対比いたしまして153万171円の減となっております。この主な要因といたしましては、まず給与費です。先ほど事務長からもありましたように、松谷先生が正職員から非常勤職員に切り替わりましたので、その分の人件費が減っているということで、給与費は減となっております。

また、材料費が増えているのですが、これは今年度上半期においてペースメーカーの手術というのが増えました。その分で材料費が増えたのと、透析患者の増によるものが大きな要因となっております。

それと減価償却費が494万3,768円の減となっております。リース資産の償却が終了したために、このような大きく減価償却費の減となっております。

医業外費用です。昨年度1,504万5,183円に、今年度につきましては1,398万814円で、対比いたしまして106万4,369円の減です。これは、企業債に対する支払利息の減によるものが、大きな要因となっております。

それと特別損失、昨年度5,351万4,478円、本年度は112万9,935円で、大きく5,200万円ほどの減となっております。これは、昨年度限り計上いたしました賞与引当金、新しい新会計制度移行に伴いまして、昨年度限り26年度に特別損失として5,200万円賞与引当金を計上いたしましたので、このような形となっております。

支出の合計が昨年度 6 億 8,459 万 4,964 円、今年度は 6 億 2,961 万 5,881 円増減額が 5,497 万 9,083 円の今年度は昨年対比で減となっております。この収入の合計から支出の合計を差し引きまして、一番下です。26 年度が 1 億 691 万 3,142 円の赤字、マイナスという形になっておりました。今年度につきましては、上半期で 2,342 万 8,441 円のマイナスとなっております、比較いたしますと 8,348 万 4,701 円赤字額が減ったという形にはなっております。などを申し上げますように、入院周期が増えたことと特別損失です。昨年度限りの賞与引当金の計上があったことが大きな要因となっております。

最後に 5 ページです。

経営分析に関する調べということで、項目が六つ記載しております。

現行の病院改革プランの中でもこの数値につきましては、目標数値ということで掲げているものです。1 番の病床利用率から 6 番の医業収支比率まで、4 の職員給与費の医業収益に対する割合意外は、数値が上がれば前年度よりは良化していると。職員給与費の比率はこれは、4 番です。4 項目目が下がれば、数値が良化しているというふうに捉えてください。その点においては入院収益、収益自体が増えておりますので、数値は医療化しているような形となっております。以上でございます。

**平野委員長** それでは、病院事業の上半期の収支の説明が終わりましたので、質問をお受けします。

特にございませんか。

竹田委員。

**竹田委員** いま、上半期の収支の状況の説明をいただきました。入院患者数、外来患者とそれとイコールする例えば入院の収益・外来の収益という部分がいま説明をいただきましたけれども、外来が例えば 6 ページの資料を見ても木古内の町民の外来も入院も減っているという状況で、知内・福島で若干その分を補っているのかなというふうに思えるのですよね。

それと、入院収益の増えた要素は昨年 10 月以降の包括病床がこんなに管理者、入院収益でおいしい包括病床にすることによって、2,700 万円も増えたという捉え方をしているのかどうかというその辺のことについて。その要素には、2,700 万円が増えた要素の一部として包括病床もあります。そして、それが例えばこのくらいだろうという部分の分析をしているのか。この増えた 2,700 万円が包括病床の収益なのだという捉え方をしているかどうかという部分が、何かそこしか響いてこないものですから、はたしてどうなのかなと。やはり病院の経営というのは、外来の患者数があって入院というステップになるのが何か望ましいような気がするのだけれども、入院患者は増えているけれども外来の患者は減っているという部分からすれば、今後の病院運営。やはりこの 6 ページの資料のように、知内・福島の患者に異存するしかない病院なのかなというふうにもちょっと思うのですけれども、その辺の見解というのはどのように思っているか。

**平野委員長** 小澤管理者。

**小澤病院事業管理者** まさにこれは、診療形態が変わってきたということをまずお話をしなければいけないと思います。従来は外来数が増えてその中から入院が増えていくというパターンが一般的でしたが、先ほど地域包括の話にもありましたように、外来を帰さずに上の病院からは紹介があると。そういうパターンが増えてきたと。つまり院内から地域包

括にいく患者も多いですけれども、直接そういうふうなルートがこれからどんどん増えていくということを考えますと、こういうペースは当分続くのではないかと考えています。ただ、地域包括の問題ですから連携をもっともっと良くすれば良くしないことには、外来からは入ってこないという少子高齢化もありますので、外来からそのまま何パーセントが入院に来るという単純な話ではなくて、むしろ連携を通して必要な患者がうちの病院を病院の機能に応じて紹介をしてもらおうと。そういう入院そのものの形態が変わってきたというふうにご理解いただくのがいいと思います。入院収益の大部分が包括ケア病棟を作ったことによって、主な収益が賄われているというのは事実であります。その数値については、もし必要であれば事務局長から説明をさせます。

**平野委員長** 平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** 包括ケア病床の実績につきましては、この 1 年間で出来高対比、現状の診療報酬を積み重ねていった場合と、包括でひとまとめてもらった時の対比を出しております。

出来高対比でおおよそ 3,800 万円程度の収入が増えています。ですので、包括ケア病床ではなくて通常の出来高の病床であれば、単純に 3,800 万円の収入が減ったということです。もうリハビリしか必要のない在宅に戻られる患者さんについては、基本的にはリハビリ時間を多く取ってあげて、1 日でも早く自宅で過ごせるようになるという方針の下、患者さんも喜べるし病院も収入が上がるというようなスタイルで行っていくか、収入が半期であればおおよそ 2,000 万円、地域包括ケア病床で増収になったということです。

あと、外来の部分で透析患者も増えているのですけれども、やはり地域包括ケア病床を行ったことによって訪問医療、訪問介護士の収入も増えております。こちらについても、対前年で 140 万円ほど増えているということです。訪問と地域包括ケア病床の相乗効果による増収が図られているということを説明させていただきます。

**平野委員長** その他、ございますか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 先ほど小澤管理者のほうからの説明で、だいたいことは理解させていただいたつもりであります。地域の包括である連携という部分で、こちら近くの木古内・知内・福島の入院患者、同じく木古内・知内・福島の外来数、いずれも知内と福島は増えているのですけれども、木古内のみが減っているという部分で逆の捉え方をしますと、木古内の外来患者・入院患者さんが福島・知内に流れている、取られているのではないかというその見方もするかたがいると思うのですけれども、そちらのほうについていまだどのように考えていらっしゃるのか。あとは実情です。こういう理由でということがあれば説明をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

**平野委員長** 小澤管理者。

**小澤病院事業管理者** 患者の流れというのは、川の流れと同じでして、都市部に集中する。したがって、松前方面には流れないと考えていいと思います。そうしますと、福島・知内は函館に行ってください。しかも、交通の便がどんどん良くなりますと、木古内の住民はたぶん函館に流れるという方向は、強くなる可能性があります。ただ、受け入れの函館市内の大きな病院が紹介患者しか受け付けない、あるいは外来を制限すると。紹介のない外来を制限するということになると、ふたたびその流れが少し滞った部分が木古内に

くる可能性はあります。でも、これからの医療の流れから言いますと、そういうようなことを考慮しないとなかなか計画を立てにくいだろうと思っております。

**平野委員長** 数字の件に関して 1 点と言うか総体的に対してなのですけども、いつも病院会計については細かい数字がズラッと並んでいて非常に見た感じ、あるいは見解にしても判断が難しいところがあるのですけれども、我々が一番見てわかりやすいところが最後の行です。収支の差し引きの金額を見ると、今年度上半期こういう数字なのだ。ただ、これが実際の現金の動きではなく、減価償却を引いたり去年と比べると、去年については特別損失も 5,200 万円のあれがあったということを差し引いても、主要の収益が入院・外来・その他の医業の要は主要な収益は、昨年よりも上がっていると思うのですけれども、総体の収支バランスというのが去年から比べると、収益率と言うのですか。下がっていると思うのですけれども、その見解と言いますかどのような要因で去年よりもそれが悪く、悪くなっていないのか。もう 1 回言います。収支の差し引きの合計ありますよね。この数字だけ比べても比較にならないので、実際のお金の動きを考えた時に、単純に減価償却だけを引いて、昨年と比べたらこの特別損失の金額が昨年のみ 5,200 万円ということも引くと、総体のプラスいくらという部分が去年より少なくなっている計算になると思うのですけれども、違いますか。計算間違いですね。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 1 時 49 分**

**再開 午後 1 時 50 分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

その他、ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ続いて、老人保健施設事業会計の上半期の状況説明をしていただきます。

東主査。

**東主査** それでは、私のほうから介護老人保健施設事業会計ということで、上半期の報告をさせていただきます。

資料については、8 ページをお開き願います。

まずはじめに、上段であります上半期の利用状況ということで説明をさせていただきます。入所の関係です。

入所につきましては、27 年度の上半期で入所者延人数が 1 万 2,175 名で、前年度より 1,030 人減っております。1 日平均人数につきましても 66.53 ということで、5.62 名減っています。平均介護度については 2.6、単価につきましても 1 日あたり 1 万 3,292 円で前年度より 187 円アップしております。少なくなっている理由の一つが、在宅復帰に向けたということで、先ほど事務局長のほうから説明がありましたとおり、国の動きがそのようなことになっていることから在宅復帰、戻れるかたについては基本的には戻ってもらうというようなことを進めていることで、人数が減っているという流れとなっております。

短期入所です。短期入所については、延人数が 181 名、前年度は 111 名ですので、70 名

の増。1日平均につきましては、0.99 ほぼ1名です。前年度より0.38 多くなっております。平均介護度につきましては、0.7 ポイント少なくなってしております。単価につきましては1万3,653 円で、前年度より237 円少なくなってしております。少なくなった原因につきましては、平均介護度が落ちたことによって単価が落ちているということになります。

続きまして、通所です。通所につきましては、延人数1,995 人、前年度より288 名増えております。1日平均人数にいたしますと15.23、前年度より2.2 利用者数が増えています。平均介護度については、同じとなっております。単価につきましては1万807 円、前年度より309 円上がっております。

続きまして、中段にあります収支状況について、説明をさせていただきます。

施設運営事業収益 1億8,606 万1,170 円、前年度より663 万129 円のマイナスとなっております。内訳といたしまして、施設介護料です。これは、入所に対する収入です。これが1億3,952 万5,990 円で、前年度より973 万7,920 円のマイナスとなっております。これにつきましては、前段で説明いたしました利用者が少なくなったことによる収入が減っております。

居宅介護料です。これにつきましては、短期入所・通所に伴う収入となっております。2,241 万391 円で、前年度より424 万1,152 円の増となっております。これは、短期入所と通所の利用者が増えたことによるものです。利用者等利用料につきましては、2,392 万4,669 円で、前年度より115 万3,921 円少なくなってしております。これにつきましては、食費や居住費、部屋代とか日用品などの部分で、これも入所の利用者が少なくなったことによる収入が少なくなっているという状況です。

中段の施設運営事業外収益です。これは170 万4,385 円で、前年度より126 万8,294 円の増となっております。この理由といたしましては、諸収入で168 万9,025 円と前年度より127 万1,361 円増えておりますが、これの中身で今年度です。介護従事者の処遇改善手当ということ、国の緊急経済対策の一つとして、町のほうで事業を展開している中で、介護従事者に改善手当の助成金という事業を展開しているもので、それをうちの施設で介護従事者に手当として支払った分を、町から受けた部分を収入として見たことによって収入が増えております。合わせて1億8,776 万5,550 円で、前年度より536 万1,880 円の収入のマイナスという状況になっております。

続きまして、施設運営事業費用です。施設運営事業費用の合計が1億6,741 万9,734 円で、前年度より544 万8,115 円の増となっております。主要なものとしたしましては、給与費から減価償却費の中で、給与費です。給与費につきましては、1億3,236 万851 円で、750 万2,150 円の増となっております。この内訳といたしましては、昇級や独自削減の廃止、またはリハビリ職員の1名増員に伴うもので、職員の分で370 万円ほど。あと、臨時職員の部分につきましては、基本給で昇級等伴って194 万円ほど。あと、先ほども説明いたしました手当等で110 万円ほどありまして、310 万円。あと、それに伴っての法定福利費が増えたことによる増となっております。委託費が1,435 万8,706 円で、124 万909 円のマイナスとなっております。これにつきましては、入所利用者が減ったことによる給食の提供が少なくなっていることからマイナスとなっております。

施設運営事業外費用です。754 万7,669 円で、903 万279 円のマイナスとなっております。これにつきましては、先ほども病院事業のほうで説明いたしました特別損失が前年度のみ



の支出となっておりましたことから、その分がマイナスとなったことが大きな要因というふうになっております。合わせて、1億7,496万7,403円で、前年度より358万2,164円のマイナスという状況になっております。

一番下にあります、損益です。事業損益、事業収益から事業費用を引いた分で、1,864万1,436円で、マイナス1,207万8,244円となっており、経常損益では総体の収益から総体の費用を引いたもので、1,279万8,152円で、マイナス177万9,716円となっております。

9ページ以降につきましては、利用者の動向について資料としてまとめたものですので、これについてはご参照願えればと思います。以上、老健の上半期の利用状況、または収支状況について、説明を終わらせていただきます。

**平野委員長** 老人保健施設の上半期の事業会計についての説明が終わりましたので、質疑を受けます。

よろしいですか。

ないようですので、それでは以上をもちまして、上半期の病院並びに老健の説明と質疑は終わりましたので、病院事業の調査事項については、以上で終わります。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後2時00分**

**再開 午後2時11分**

#### (4) <建設水道課>

##### ・水道事業会計及び下水道事業特別会計の上半期収支状況について

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

建設水道課の皆様、ご苦労様でございます。若山課長におかれましては、午前中のスポーツセンターの現地視察に続きまして、大変お疲れのところ、ありがとうございます。

早速、建設水道課につきましては、調査事項といたしまして、上半期の水道事業会計・下水道事業会計の収支状況についての説明を求めます。

資料が出ておりますので早速、水道事業会計の上半期の説明より進めてください。

若山課長。

**若山建設水道課長** それでは、これから水道事業会計の上半期の業務状況につきまして、それと下水道事業特別会計の上半期の業務状況について、報告をさせていただきます。

担当主査より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

**平野委員長** それでは、まず水道事業会計の上半期のほうから。

小田島主査。

**小田島主査** それでは、説明に入ります前に大変申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。1ページの上半期業務状況報告の下から4行目、2,801万円の数字を432万1,000円へ。次の2ページのほうです。下から5行目になります。アの過年度収益修正損になっていますけれども、これを過年度損益修正損に、今度は3ページのほうでも下か

ら 3 行目のところが、過年度収益修正損になっておりますので、それを損益修正損にお願いいたします。

それでは、27 年度水道事業会計上半期業務状況報告の説明をさせていただきます。これについては、1 ページを読み上げて説明に替えさせていただきます。

木古内町水道事業会計の上半期における調定状況は、前年度と対比して調定件数が 80 件減少、有収水量は 6,083 m<sup>3</sup>の増加、有収率は 0.8 %の増加となりました。調定件数は、主に家庭用と臨時用が減少しておりますが、有収水量は団体用で増加しております。

事業収支状況において収入は、給水収益が団体用の使用料の増加に伴い、103 万 6,000 円の増収になりました。その他営業収益は、竣工検査手数料及び閉開栓手数料の減少により 4 万 9,000 円の減収となりました。

費用は、原水及び浄水費が消耗備品費や委託料及び薬品費の支出により、167 万 3,000 円の増となりました。配水及び給与費は、職員の退職により人件費が 175 万円の減少となりました。総係費は、消耗備品及び賃借料等で 16 万円の減、人件費等で 21 万 7,000 円の支出増により、5 万 7,000 円の増となりました。

この結果、水道事業会計の収支は、収入合計が 6,591 万 2,000 円と対前年比 98 万 9,000 円増収、支出合計が 3,358 万 1,000 円と対前年比 331 万円と減少したことから、上半期経常利益が 3,233 万 1,000 円と対前年比で 432 万 1,000 円の増加となりました。

下半期におきましては、例年冬期間において水道使用料が減少になるため、企業債償還金等により、厳しい財政状況が見込まれますので、さらなる料金回収等に努めます。

続きまして、2 ページをお開きください。

平成 27 年度上半期水道事業会計損益報告書、9 月 30 日現在の状況でございます。

1 の総収益が 6,591 万 2,177 円、内訳として (1) 営業収益 6,590 万 1,151 円、(2) 営業外収益 1 万 1,026 円となっております。

これに対して、2 の総費用が 3,358 万 1,384 円、内訳として (1) 営業費用 2,667 万 5,638 円、(2) 営業外費用 690 万 5,746 円で、総収益から総費用を差し引いた 3,233 万 793 円が経常利益となっております。

また、総費用のうち (2) 営業外費用 690 万 5,746 円は、企業債償還支払利息となっております。

3 ページをお開きください。

平成 27 年度の上半期調定状況で、前年同期と対比したものです。

調定件数 1 万 3,986 件、80 件の減、調定額 6,564 万 351 円、103 万 6,543 円の増、水道使用料 5,669 万 3,423 円、71 万 1,525 円の増、メーター料 409 万 2,300 円、1 万 6,306 円の減、消費税 485 万 4,628 円、34 万 1,324 円の増。月平均調定件数は 13 件の減、1 か月平均調定額は、100 円増となっております。有収率は、前年度 76.02 %で、今年度 76.82 %、比較対比 0.8 %上がっています。

次に、下段の上半期事業収支状況は、前年同期と対比したものです。

収入合計 6,591 万 2,177 円で、98 万 9,767 円の増、支出合計 3,358 万 1,384 円で、33 万 818 円減となりまして、収支差引で 3,233 万 793 円、432 万 585 円の増となっております。

次に、4 ページをお開きください。

下半期給水収益決算見込について、説明をさせていただきます。

上段の表は、上半期水道料金の調定状況の実績で、4月から9月までの水道料金とメーター使用料を含めて、6,078万5,723円、消費税 485万4,628円、合わせまして6,564万351円となっております。

次に、中段の表は下半期水道料金の調定見込みですが、10月から3月までは、平成26度実績数値の比率をもとに算出しております。

下半期水道料金調定見込みでは下半期計欄、水道料金が5,363万63円、消費税 428万7,644円、合わせまして5,791万7,707円で、平成27年度の合計は1億2,355万8,058円となる見込みで、去年同期推計よりも668万5,257円減となっております。

調定件数は、下半期分が1万3,737件で、年間トータルで2万7,723件となる見込みです。

次に、下段の表です。平成27年度予算に対する給水収益決算見込みですが、予算額 1億2,358万円に対し、決算見込額は1億2,355万8,058円で、予算に対して2万1,942円の減額となる見込みです。

次に、5ページをお開きください。

水道事業会計決算見込み状況です。決算見込額は、収入 1億6,018万8,000円、支出は、1億4,823万2,000円となっております。

次に、6ページをお開きください。

水道料金の個々の滞納状況につきましては、9月の決算委員会資料でお示ししておりますので、今回は総額のみを表示とさせていただきました。

平成26年度末の過年度滞納額 652万6,121円、4月1日から9月末までの過年度納付額が212万485円、9月末の現在過年度滞納額 440万5,636円となっております。

下段の表は、督促等の状況をまとめております。水道料金の未納者に対しては、木古内町水道事業水道料金滞納整理事務手続要領に基づいて行っております。

上半期は、前年度と対比して給水件数が減少しましたが、団体用の使用料金の増加により増収となりました。しかし、この団体用も新幹線関連の一時的なものであり、下半期におきましても家庭用は減少していくことと思われまじ、冬期の使用水量の減少等が予想され、厳しい運営状況が見込まれますので、さらなる料金回収等に努めてまいります。

今後、新幹線駅舎や観光交流センターの利用や、道営住宅新築などで料金が増える要素もありますが、水道事業中長期計画の中で老朽化している亀川浄水場の廃止や浄水場管理、及び検針の民間委託、施設や計装設備の更新計画を検討していきます。

以上で、上水道について説明を終わらせていただきます。

**平野委員長** それでは、水道事業会計の上半期の状況説明が終わりましたので、ここで質問を受けます。

質問はよろしいですか。

竹田委員。

**竹田委員** この4ページの決算見込の下段のほうで、ほぼ予算とおりの決算見込だということの報告を受けて、良かったなというふうな思いもあります。

ただ、この1ページの状況報告の中で、実数80件一般家庭を含めて減少しているという。まず件数の減少、これは人口減含めた部分でやむを得ないのかなというふうに思っています。

す。ですから、今後の水道事業会計としてもやはり厳しい事業の運営になるのかなというふうに思っていますけれども。ただ、ここでも 80 件減少になって、そして有収水量が 0.8 増えていると。これ団体だけでそんなに水を使っているのかなというふうに思うのですけれども、その辺の分析というのはそのとおりなのか、また違う要素もあるということなのかという部分について、ちょっと見解を。

**平野委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** おっしゃられるとおり、件数自体は 80 件減っているのですけれども、有収水量は増加しているという主な要因は、昨年の年度途中からはじまりました北電の工事による旧中学校のグラウンドを宿泊施設に使っていただいて、5 棟の宿泊施設がありまして、それぞれにお風呂もあって、その水量が一定程度使っていただいている部分が、80 件相当分と言いますかそれぐらいの使用が見込まれているものですから、こういう数値になっているということです。

**平野委員長** この件につきましては、7 月の常任委員会でもいまの数字は出ていなかったのですけれども、その報告の中でも話が出ていたと思います。

それ以外も特にございませんね。

**平野委員長** それでは引き続き、下水道の上半期の報告を求めます。

小田島主査。

**小田島主査** それでは、下水道のほうの下水道事業特別会計業務状況の報告をさせていただきます。

7 ページをお開きください。

平成 27 年度上半期下水道事業特別会計業務状況についてですが、受益者負担金調定・収入状況ついてですが、現年度分調定額 843 万 2,352 円に対し、収入済額が 637 万 2,888 円、収納率は 75.6 %、昨年より 6.2 %の増、過年度分調定額 218 万 3,156 円に対して、収入済額が 12 万 4,280 円となっており、収納率は 5.7 %、昨年より 0.6 %増となっております。

下水道使用料ですが、調定額 1,390 万 248 円に対し、収入額 1,365 万 5,265 円、収納率 98.2 %となっており、昨年度より 0.3 %減となっております。

滞納繰越分については、調定額 8 万 1,000 円に対し、収入額 5 万 8,104 円、収納率 71.7 %となっており、昨年度より 8.9 %増となっております。

次に、8 ページをお開きください。

業務報告ですが 9 月末現在、行政区域内人口は 4,572 人で、前年度より 57 人減少しております。下水道普及人口は前年度と同じ、2,168 人です。整備処理面積は、2.1 h a 増の 88.3 h a、管渠整備延長が 0.5 k m 増で、15.8 k m となっております。接続状況は、11 ページに月ごとの計画と実績を詳細に記載しております。

中段にあります収支状況ですが、歳入歳出の本年度予算額 2 億 2,500 万 9,000 円に対しまして、9 月末の収入済額 1 億 2,261 万 7,489 円、執行率 54.5 %、歳出 1 億 1,184 万 9,611 円で、執行率 49.7 %となっております。

9 ページをお開きください。

下水道事業会計決算見込み状況ですが、決算見込額は収入は 2 億 2,605 万 6,000 円、支出は、2 億 2,112 万 6,000 円となっております。

次に、10 ページをお開きください。

こちらのほうは、公共下水道事業整備箇所図になっております。図面の赤の実線で表示している箇所が、今年度における新設の管渠工事となっております。

11 ページをお開きください。

下水道接続件数ですが、供用開始世帯数は 59 戸増えまして 957 世帯、接続戸数は 35 戸増で 586 世帯、接続率 61.23 %となっております。

接続戸数は、計画戸数 563 戸に対しまして 586 戸で、計画より 23 世帯の増となっております。引き続き、接続件数の増加に努めてまいります。

次の 12 ページは、下水道使用料の状況を記載しております。

次に、13 ページをお開きください。

受益者負担金及び下水道使用料過年度未納状況については、水道料金同様に 9 月の決算委員会に個々の滞納状況について資料を提出しておりますので、総額のみを表示とさせていただきます。

受益者負担金については、平成 26 年度末の滞納件数は 25 件、滞納額は 218 万 3,156 円となっており、4 月から 9 月末まで過年度納付額が 9 件、12 万 4,280 円、9 月末現在の滞納件数は 25 件、滞納額は 205 万 8,876 円となっております。

次に、下水道使用料過年度未納状況でございます。4 月 1 日には 12 件ございましたが、9 月 30 日末現在未納者は 4 件、金額は 2 万 2,896 円となっております。それぞれの下段には参考として、現年度分の未納状況を載せております。

以上で、下水道について説明を終わらせていただきます。

**平野委員長** それでは、下水道の上半期の状況の説明が終わりましたので、各委員におかれましては、質疑がありましたらお受けいたします。

（「委員長」と呼ぶ声あり）

**平野委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** ちょっとご報告と言いますか、実は平成 27 年度今年度、管渠整備と合わせて下水道事業の全体計画の見直し業務を行う予定として予算を取らせていただきましたが、今年度は希望する補助金がなかなか交付されませんで、管渠整備のほうの工事費はその後の補正もあって手当てされたのですけれども、計画の見直しを行う業務委託料の補助金が交付されなかったため、北海道と相談の上、28 年度に行うこととしました。それで今年度は、ですから 5,000 万円の管渠整備工事のみと。この委託料 800 万円を予算計上していたのですけれども、この委託料につきましては 3 月の定例会で減額補正をする予定としております。以上です。

**平野委員長** そのようなことで追加で報告がございましたけれども、質問はございますか。

その他、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**平野委員長** それでは、以上をもちまして、建設水道課の上下水道の上半期の収支状況についての調査を終了いたします。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 2 時 37 分**

**再開 午後 2 時 38 分**

### 3. その他

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほども説明したとおり、その他ということで、保健福祉課から新型インフルエンザ棟対策行動計画の資料が出ておりました、説明をしたいということですのでそれを許可し、説明を受けたいと思います。

それでは早速、名須賀課長。

**名須賀保健福祉課長** 本日は、木古内町新型インフルエンザ等対策行動計画と道南ドクターヘリ木古内町出動状況となっておりますが、道南ドクターヘリに関しては、資料提出とさせていただきます。説明はいたしません、今後、当委員会へ半年ごとの出動状況の資料を提出させていただきます。

それでは、木古内町新型インフルエンザ等対策行動計画作成について、ご説明いたします。

全国的に、新型インフルエンザ及びこれと同様の感染力と社会的影響が懸念される感染力の脅威から、町民の生命・健康を保護する必要が叫ばれております。

当町におきましても、町内において新型インフルエンザ等患者が発生及び流行した場合に備えるため、国や北海道との連携のもと、当町の実施すべき事項を明らかにし、今後の対応行動を適切に実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条の規定により、政府行動計画や北海道新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、木古内町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成いたしました。

本計画につきましては、議会への報告となります。計画内容につきましては、尾坂主幹より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

**平野委員長** それでは引き続き、尾坂主幹。

**尾坂主幹** きょうは、常任委員会の議事になかった新型インフルエンザの行動計画ですけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、新型インフルエンザ等行動計画について、説明させていただきます。

既に国では、病原性が高い新型インフルエンザや、同様に危険性がある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう目的とした、平成 24 年に国のほうでは新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定しております。

この特別措置法第 8 条では、市町村は都道府県行動計画に基づき、当該市町村区の区域にかかる新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする、この規定により木古内町も今回行動計画を作成しました。

それとまた、この特別措置法では、市町村が行動計画を作成した時は、第 8 条第 4 項で都道府県知事に報告、第 6 項で議会に報告となっております。

今回作成した、木古内町新型インフルエンザ等対策行動計画ですけれども、この構成は第 I 章はじめというのから、第 II 章は対策の実施に関する基本的な方針、第 III 章は各段階

における対策となっております。計画の作成ですが、国のほうで各自治体に作成する時に、参考とするように示したガイドラインに沿って作成しております。北海道が作成した行動計画もあるのですが、木古内町が作成をしたのは、この行動計画にも基づいて連携した計画となっております。

きょう、皆様にお渡ししているのは、行動計画の概要版となっております。きょうの説明は、この概要版で説明しますのでよろしく申し上げます。

まず、概要版の 1 ページですけれども、町行動計画作成の目的について記しています。この目的は、第 I 章のほうになります。第 I 章は、国が新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定した経緯、そして国と道の取り組み、木古内町が行動計画を作成した経緯を記載しております。

続いて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針になります。

基本的な方針は、第 II 章になります。まず第 1 節、対策の目的及び基本的な戦略です。対策の戦略として、感染拡大の抑制と町民の生活、地域経済への影響を最小にすることについて記載しております。

続いて、次のページの 2 ページをお願いします。

第 2 節、対策の基本的な考え方になります。(1) は発生前の準備について、(2) は道内での発生当初の段階では、外出自粛要請など感染拡大のスピードを抑制に対する対策になります。(3) については、国内外の発生当初の病原性、感染力の情報による対策の実施や、新しい情報よっての対策の切り替えについてを記しております。(4) は、道内感染が拡大した段階の関係機関の連携、医療の確保等について記しております。(5) は、道対策本部と協議して、柔軟な対策ができるように配慮、工夫を行うことについて記しております。

続いて、第 3 節です。対策実施上の留意点です。(1) は対策を実施する場合は、基本的人権を尊重し対策にあたる。(2) は新型インフルエンザが発生したとしても、病原性の程度などで、全て特措法による対策を講じるというものではないということ。(3) は関係機関相互の連携協力を確保し、新型インフルエンザ等の対策を推進する。(4) については、町対策本部における対策の実施に係る記録の作成・保存について書いております。

続いて下のほうにありますけれども、第 4 節、発生時の被害想定です。

ここに記している人数なのですが、木古内町で新型インフルエンザ等が発生した時の被害想定になります。医療機関の受診者数、入院患者及び死亡者数の上限を算出しています。ただ、ここに示した人数に関しては、政府行動計画にも示しているのですが、政府行動計画で示されている人数を木古内町の人口比で算出しております。政府行動計画では、新型インフルエンザ被害想定人数も、病原性や感染力の強さで左右されるので、現時点で事前に正確な予測は不可能とされておりますので、この人数に関してもその辺の理解をよろしく申し上げます。

第 5 節になります。3 ページになります。

第 5 節は、新型インフルエンザ等対策で、木古内町が行う行動計画の主要 6 項目になります。6 項目ですが、(1) から (6)、(1) が実施体制、(2) サーベイランス・情報収集、(3) が情報の提供・共有、(4) 予防・まん延防止、(5) が医療、(6) が町民生活及び町民経済の安定の確保と、それぞれの取るべき対策について記載しております。

続いて、4 ページをお願いします。

4 ページは、ただいま説明しました行動計画の 6 項目の各発生段階で取るべき行動が違ってきていますので、その取るべき対応を一覧にしたものがこの表になります。

各発生段階は一番上になりますけれども、左から未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期と 5 段階に分かれております。各段階において、想定される状況に応じた対応方針を示しております。

木古内町が行う対応として、まず未発生期で説明をしますと、(1) の実施体制ですが、初期対応体制の確立や各関係機関との連携、情報交換の実施、(2) はサーベイランス・情報収集では、道などと連携してインフルエンザの発生情報を収集する。このサーベイランスは聞き慣れていないと思うのですが、これは見張り、監視制度という意味になります。情報を収集して、状況を監視するという意味になります。(3) 情報の提供・共有は、住民への情報提供や、個人レベルの感染対策の普及を図る。(4) は予防・まん延防止は、マスク着用などの基本的な感染対策の普及や、予防接種体制の構築を図る。(5) 医療は、道からの要請に応じ、その対策に協力する。(6) は、町民生活及び地域経済の安定の確保は、国・道と連携し要援護者の把握や、必要な物資・資材の備蓄に努めるとしています。

次に、発生の段階が海外発生期は飛ばしますが、国内発生早期になった時のまず (1) の実施体制ですが、政府対策本部の緊急事態宣言後には町の対策本部を設置します。国・道と連携、協力して緊急事態に係る対策を実施する。そして、(4) の予防・まん延防止については、町民、事業所等に対してマスクの着用や、手洗い、うがい等の基本的な感染対策の勧奨や、病院、福祉施設には感染予防策の強化を要請します。予防接種なのでありますが、予防接種は特定接種というのが先に優先されます。その後に、住民接種なのでありますが、住民接種はワクチンの供給が可能になり次第、国の決定した住民接種の接種順位に基づいて、集団接種を行います。

続いて、(6) の町民生活及び地域経済の安定の確保に関しては、緊急事態宣言がなされている時は、水を安定供給するために必要な措置を講じるなどが記載しております。

国内感染期におきましては、目的の医療体制の維持を図り、健康被害、町民生活、地域経済への影響を最小限に抑える対応策について、各項目で記載しております。小康期についても同様になります。

以上で、木古内町新型インフルエンザの行動計画の概要版の説明を終わります。非常に簡単でとりとめないのでありますが、以上よろしくお願ひします。

また、この行動計画なのでありますが、今月上旬に木古内町保健医療問題協議会そちらのほうにも提示して、意見を求めて了承を得ておりますので、ご報告をしたいと思います。

また、この行動計画は木古内町が単独で行う行動計画ではありません。国が示した行動計画に沿って、道のほうがその指示を受けて、また各町村がその指示を基に行動するというものなので、町単独ではワクチンを購入したり予防接種をしたりということではありませんので、その辺よろしくご理解をお願いします。

**平野委員長** ただいま説明が終わりました、私のほうからちょっと順番が逆になりましたけれども、先ほど尾坂主幹からもありましたとおり、この行動計画を策定し、議会に報告をしなければならないという流れ、決まりがありまして、12 月定例会にこの行動計画書が議決事項として出てきます。定例会の配付の時に、おそらくかなりのページ数になるのでしょうか。膨大な資料になりますので、その前に概要だけでも理解してもらいたいということ



で、きょうのこの説明になったということを皆さんにはご理解いただきたいと思います。

そのことを踏まえまして質問、いまの概要説明の中で質問等あれば。

竹田委員。

**竹田委員** この行動計画の12月議会で提示されるということで、それはそれでいいのですが、けれども、まず12月議会で行動計画が議会上程になったそれ以降、住民周知についてはこの行動計画を全戸に配布するという考えなのかどうなのか。

それと、ここの数字を例えば何ページだか木古内町の被害想定等のあれ。国の指針に基づいて木古内の人口をかけて、この想定をしていると思うのだけれども、例えばこういう数字が明らかになれば、やはり住民にその個々の受け止めによっては、かなり不安視が不安な部分が出てくるのですよね。ですからこの行動計画、こんなに怖いというか新たに国全体で取り組まなければならないというこういう問題であれば、未然にやはり防止するというのが基本だろうというふうに思うのですよね。ですからやはり、行動計画とともに町民に例えばマスクの無料配布だとかそういうものもやはりいち早く考えるべきではないかというふうに思うのです。これは、本会議に上程されるということですから、その中でも議論をしますけれどもそういうことも含めて、町とすれば前段これがはじまる前に「補正等の要素があるのか」と聞いたら「ない」ということだったものですから、そうではなくやはり我が町として病院と連携する中で、そういうやはり未然防止策をいち早く取るというのが、先決のような気がするのですよね。特に答弁はいりませんが、そういう部分を含めて本会議のほうに臨みたいというふうに思います。

**平野委員長** 尾坂主幹。

**尾坂主幹** いま竹田委員さんの意見というか質問なのですけれども、まず行動計画ですけれども、議会に報告後は他の町村でもホームページのほうで周知しておりますので、それに沿った形でホームページのほうで周知したいと思っております。

あとこの前、保健医療問題協議会でも出た議論なのですけれども、マスクの備蓄は必要ではないのかということとは出ました。ただ、そこでもどのぐらいの量が必要かというのは、どれくらい用意をすればいいのかというのがないものですから、もし事前に皆さんに1枚ずつ配るというのではなくて、そういう予防の勧奨をしていくのがそういう方法がいいのかなと。ただ、当然まんえん期とかなればそういうマスク等の不足も考えられますので、当然備蓄もこの前の会議では必要ということなので、その枚数がどれぐらいの備蓄というのはいまはちょっと言えませんけれども、新年度予算のほうにはそれをちょっと反映していきたいなということは考えています。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** いまのこのインフルエンザの発生予想というか、それはことしの冬からということではないのか。例えば、今後来年28年度を含めた見通した中でのこういう新型インフルエンザが心配だからこの対策を取るということなのかどうなのか、その辺がどうも理解できないのですけれども。私はやはり、この冬からも寒くなってきて風邪と併発するような部分からすれば、死亡にも陥るよというそういう心配で、木古内町としても国の指針に沿ってこの行動計画を策定するというので、いち早くやはりいま尾坂主幹のほうから説明があったように、もう防護するマスクを町民に配布するだとかという考えが出ていたから、そういう部分でぜひやはり取り組んでもらいたいなというふうに思います。ただ、そ

の時期がどうなのか。

**平野委員長** 尾坂主幹。

**尾坂主幹** この新型インフルエンザ等の行動計画ですけれども、新型インフルエンザは毎年流行を繰り返している季節性のインフルエンザとは全く違います。季節性のインフルエンザは、毎年毎年流行するインフルエンザで、この新型インフルエンザというのはいつでも発生するかわからないウィルスに対しての行動計画になります。ですから、この冬から流行るからその予防のための行動計画ではなくて、いつ海外でどんな強力なウィルスが発生して、それが国内に入ってきた時に、どう行動を取るかということの計画になりますので、その辺季節性と新型のインフルエンザの関係をちょっと区別していただきたいということで、ご理解をお願いします。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** わかるけれども、いままでの例えばホンコンだとか何型だとかというインフルエンザのことを想定しているのではないのですか。全く別もの。そうしたら、いままでインフルエンザの予防接種をやったのも効果なしですか。けれども、先ほど説明にあった「ホームページで周知をするからいいよ」なんてそういう考えではだめだ。周知するのだったら、町民全戸に行き渡るような周知の仕方をしないと、ホームページなんてごく一部の人間しか見られないわけだから、そういうことを念頭に置いて取り組んでもらいたい。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** ちょっと確認なのですけれども、いまある意味では大変重要な問題だと認識しているのですけれども、これは平成 25 年の 4 月にこういう法律が執行されているのですけれども、今日に至るちょっとギャップがあるわけですが、これは何か特別国の施策とか何かというようなことで、この 2 年間のブランクというものはあるのですか。非常にいま言ったように、ある意味では説明の中にもあるように、経済とか人の人面に係わることなわけですね。それが 25 年に施行された中で、タイミング的にいまというのはどういような何か。これは、国のいま言ったように方針なのかどうかわかりませんが、その辺ちょっと教えてください。

**平野委員長** 尾坂主幹。

**尾坂主幹** 特にいまになったというのは理由はないのですけれども、取り組みが遅れていたということで、そういうことしか答弁としては言えないのですけれども。

**平野委員長** 1 点と言いますか、国としては当然こういう緊急事態に備えてのこういう段階を踏んでやらなければならないよという取り組みはわかります。ただ、我々にしてみると田舎だからということではないのですけれども、映画の中の世界のこんなことが発生し難いだろうということで、そういう考えからおそらく「ホームページに取りあえずは載せます」という程度に収めていると思うのです。その考えも「だめだよ」というかたもいますし、理解する部分もあります。その中で、文言等についてはいまの概要もおそらくこれは国から流れてきたものをそのまま載せているだけだと思うのですけれども、おそらく 12 月に出てくる行動計画についてもほぼほぼこれを活かした中の文言なのかなとは思っているのですけれども、ちょっと 1 点だけ違和感があるのは、いま説明の中でも担当主幹でさえも口が回らないような「サーベイランス」。いわゆるこれ、調査・監視ということですが、わざわざこの全文言を見てもこの言葉だけどうも浮くのですよね。例えば、こういうのをわか

りやすく単純に調査・監視というふうに替えたりとかはしないのでしょうか。それとも、載せられたこのわかりづらい読みづらいまま使うのかどうか、ちょっと 1 点だけ確認をさせていただきます。

尾坂主幹。

**尾坂主幹** 示している概要版のほうには、用語解説というのは載せていないのですが、本計画のほうには用語解説で「サーベイランス」のほうも載せております。他の町村、道の行動計画もそうなのですが、当然このサーベイランス等情報提供というかそういう文言で載っていますので、もしどうしても違和感があるというのであれば検討はしますが、他の行動計画もその辺が変わってきますので、ちょっといま答弁は考えたいと思いますけれども。

**平野委員長** わかりました。

その他、ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ皆さん、ドクターヘリの資料については、配付だけということですので、参考にしてください。

以上をもちまして、その他ですけれども保健福祉課の説明を終わりたいと思います。

お疲れ様でした。

(「委員長」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 尾坂主幹。

**尾坂主幹** 今月の 28 日に町のほうで、がんタウンミーティングを公民館で開催します。これは、24 年から開始しております、福島・知内・松前で 4 年目の今回は木古内町で開催することになっております。今回は、大腸がんについての講演と、いまおります大野副町長のがんの体験報告を行う予定でいますので、もし皆さん参加をできるのであればぜひ出席をお願いします。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 3 時 05 分

**再開** 午後 3 時 08 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

本日の調査事項は全て終了しましたので、その他として何か皆様からあれば。

吉田局長。

**吉田議会事務局長** 事務局のほうから 4 点ばかり、報告があります。

まずは、きのうお話のあった件で、12 月 10 の北斗駅の見学会なのですが、JR に確認をしました。そうしたらやはり、人数の制限がありまして、申し訳ないのですが今回は議長と総合交通体系の委員長の案内をいただいたかたのみということで、お二人だけ出るという形をお願いいたします。

それと、議員さんの退職一時金の関係です。これも申請できますので、したいと思うかたについては、事務局のほうに預金通帳の 1 枚めくったところをコピーを取って、口座番号等が記載されていますので、間違うと困るのでそこだけコピー 1 枚を取って、事務局の

ほうに申し出ていただければ申請をしますので、よろしく願いいたします。福嶋さん、議長は申請しましたので、平野さんと佐藤さんと新井田さんと竹田さんです。吉田さんももう申請しましたので、あとそれだけ残っていますので、よろしく願いします。

それと、12月1日・2日の行程につきましては、25日に皆さん中学生議会でこちらのほうに來ますので、その時に行程表をお渡しします。

それと、最後ですけれども、中学生議会の関係です。議場なのですが、既にセットされています。きのう、最後に言うのを忘れたのですけれども、きょうお帰りの際ちょっと見ていただいて、かなり狭くなっています。それで、自分の座る席もありますので、ちょっと帰りに見て行ってください。以上です。

**平野委員長** その他、事務局から説明があったとおりでございます。

以上をもちまして、第8回総務・経済常任委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れ様でした。

説明員：大野副町長、野村教育長、渋谷主幹、西山（敬）主査、木村産業経済課長  
堺主査、村上主事、福井主事、小澤病院事業管理者、平野病院事業事務局長  
羽沢（裕）主査、東主査、若山建設水道課長、小池主幹、小田島主査  
木本（邦）主査、岩本主査、小西主任、名須賀保健福祉課長、尾坂主幹

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志